

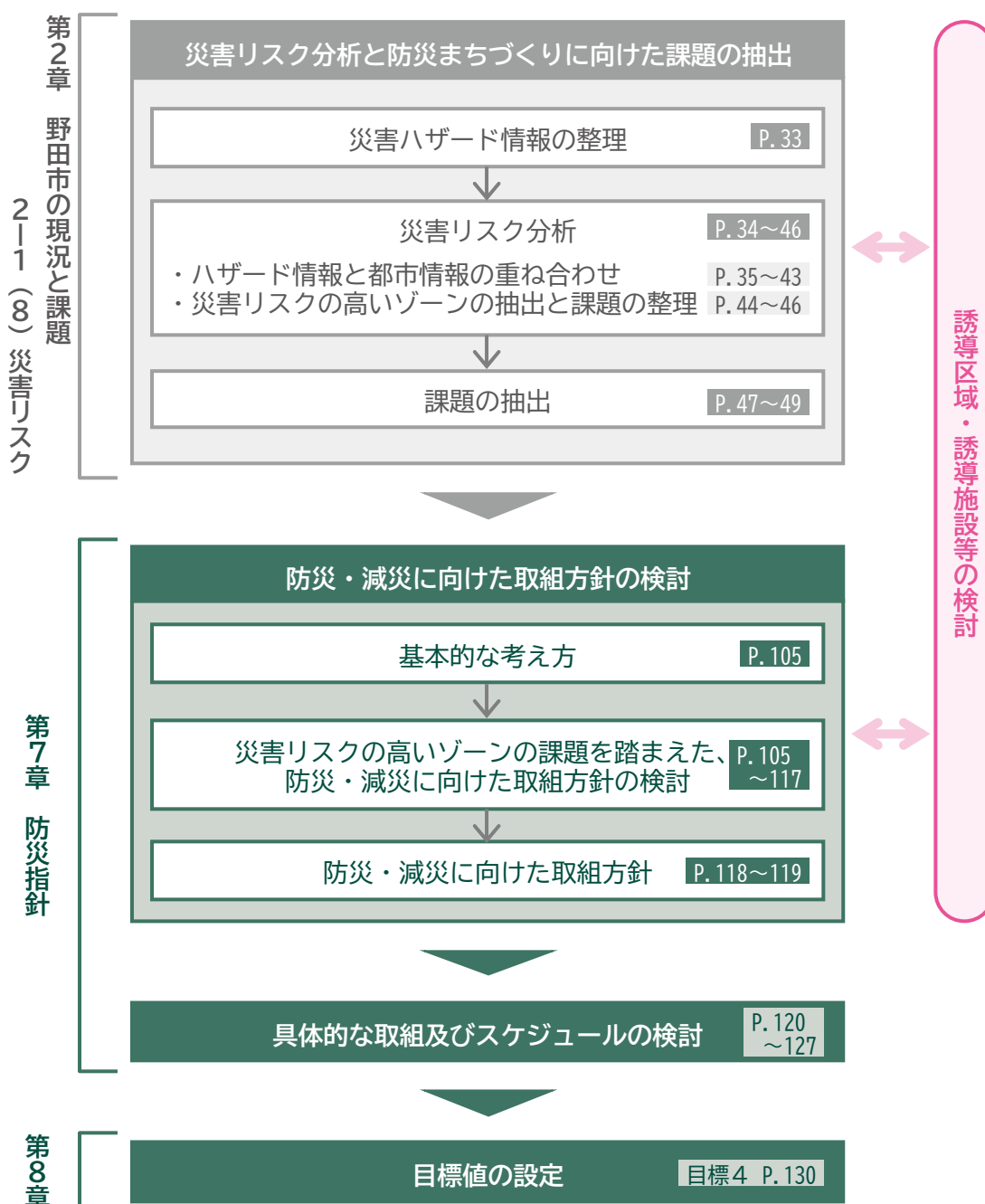
第7章 防災指針

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、災害に強いまちづくりとコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを併せて進めることが重要です。

防災指針では、「第2章 2-1 野田市の現況（8）災害リスク」の災害ハザード情報の整理や災害リスクの分析、防災上の課題の整理を踏まえて、防災・減災に向けた取組方針を設定します。さらに、取組方針ごとに具体的な取組及びスケジュールを検討します。

防災指針の検討の流れは、以下のとおりです。

■ 防災指針の検討のフロー図



7-1 防災・減災に向けた取組方針



(1) 防災・減災に向けた取組方針の基本的な考え方

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」では、以下のような取組を総合的に組み合わせながら、防災まちづくりの将来像、取組方針を検討することと示されています。

- 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制（災害リスクの回避）
- 災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域、都市機能誘導区域から除外することによる立地誘導（災害リスクの回避）
- 居住誘導区域等における安全を確保するためのハード、ソフトの防災・減災対策（災害リスクの低減）

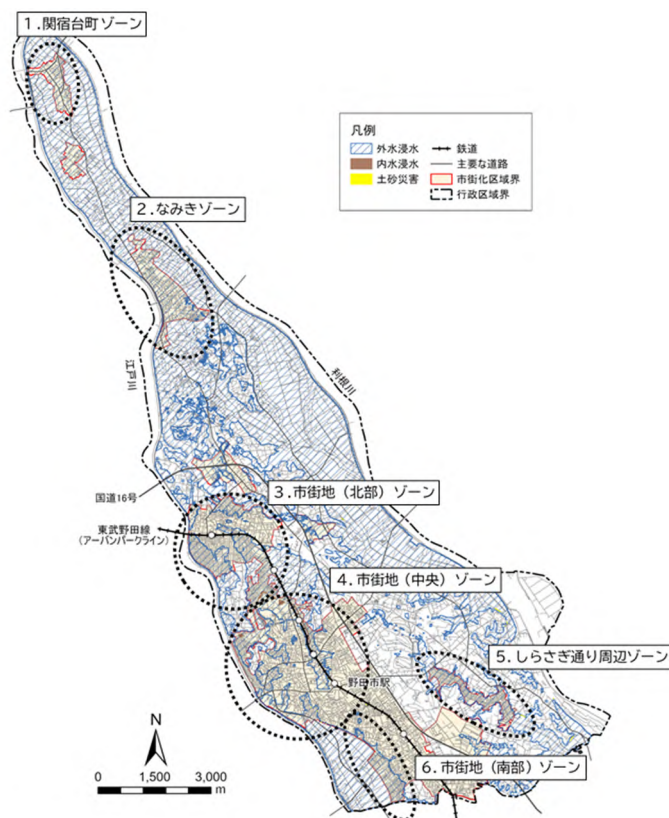
〔出典：立地適正化計画の手引き 令和7年（2025年）4月改訂（国土交通省）〕

(2) 災害リスクの高いゾーンの課題を踏まえた、防災・減災に向けた取組方針の検討

第2章で抽出した本市の災害リスクの高いゾーンについて、立地適正化計画の手引きの基本的な考え方を踏まえて、各ゾーンの防災上の課題に対する取組方針の検討を行います。

【参考】災害リスクの高いゾーン（高災害リスクエリアの重ね合わせ）

再掲（P.46）

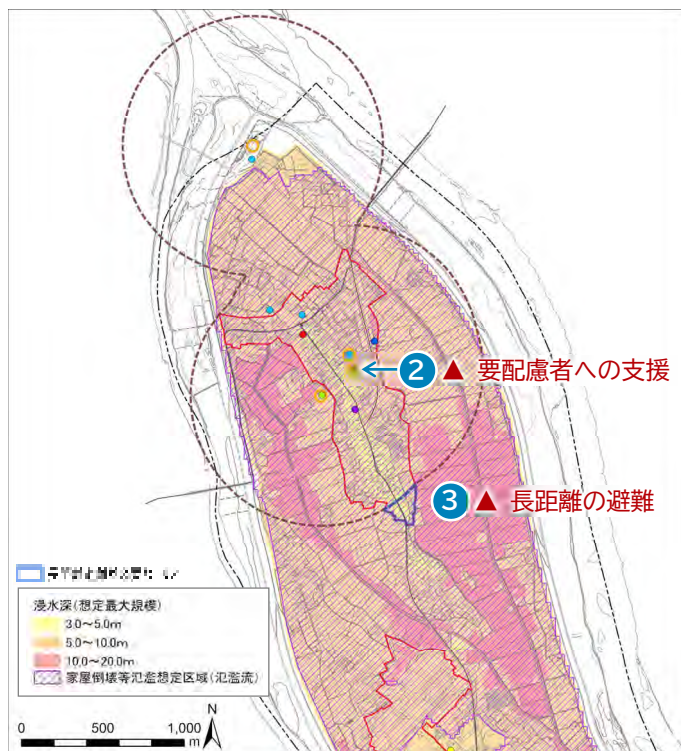


1 関宿台町ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

■ 関宿台町ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：▲ 垂直避難が困難 ▲ 避難先の不足

[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]

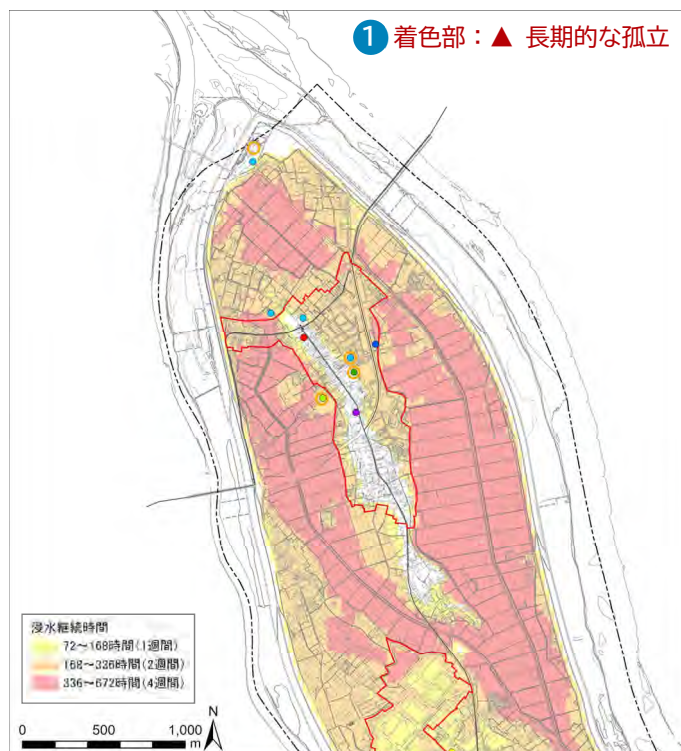


[内水浸水]



◎ 高災害リスクなし

[浸水継続時間]



① 着色部：▲ 長期的な孤立

[土砂災害]



◎ 高災害リスクなし



	災害 リスク	課題	取組方針の考え方
ゾーン全域	洪水	▲ 垂直避難が困難 ゾーン内は2～3階の低層戸建住宅が大部分であり、浸水深3m以上で家屋倒壊のリスクもあるため、自宅等での垂直避難が困難	⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト)
		▲ 避難先の不足 ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性あり	
①	洪水	▲ 長期的な孤立 3日間以上*継続する外水浸水が想定され、長期的な孤立が懸念	
②	洪水	▲ 要配慮者への支援 中学校に浸水深3m以上の外水浸水、家屋倒壊のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要	
③	洪水	▲ 長距離の避難 避難施設 800m圏外に戸建て住宅等が立地し、長距離の避難が必要	

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間（3日間）以上とされている。再掲(P.44)

凡例

都市機能施設

- 行政施設
- 医療施設
- 介護・障害福祉施設
- 子育て施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設
- 金融施設

避難施設（風水害・土砂災害）

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 避難施設800m圏

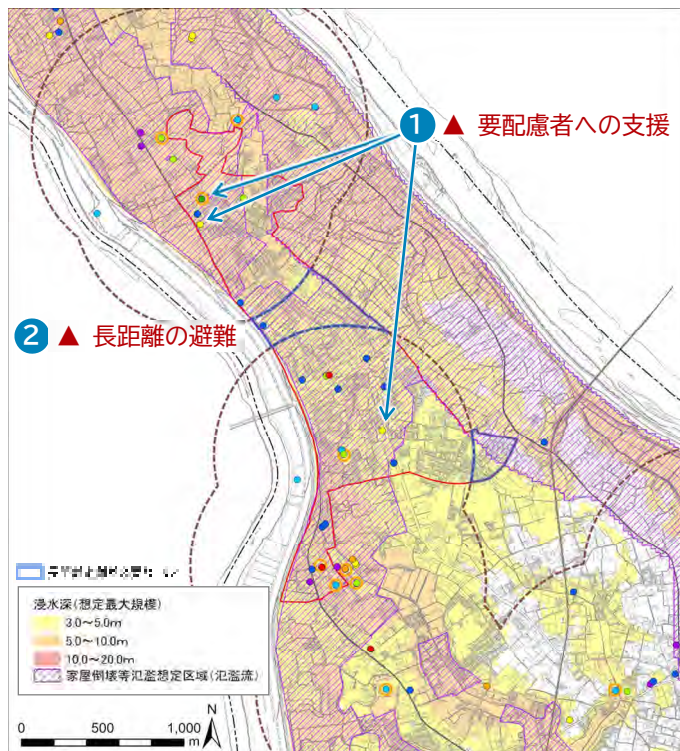
- 行政区境界
- 市街化区域界
- 主要な道路
- 鉄道

2 なみきゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

■ なみきゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：▲ 垂直避難が困難 ▲ 長期的な孤立 ▲ 避難先の不足

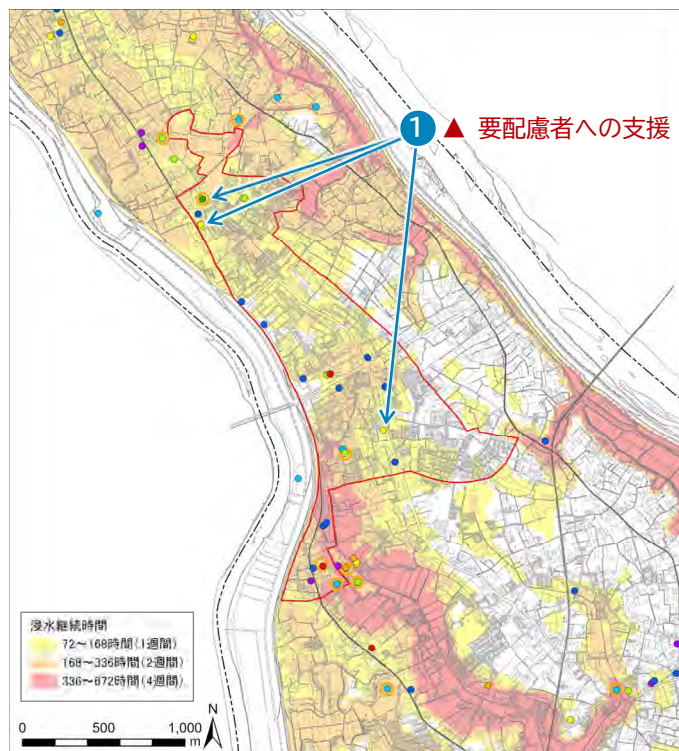
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



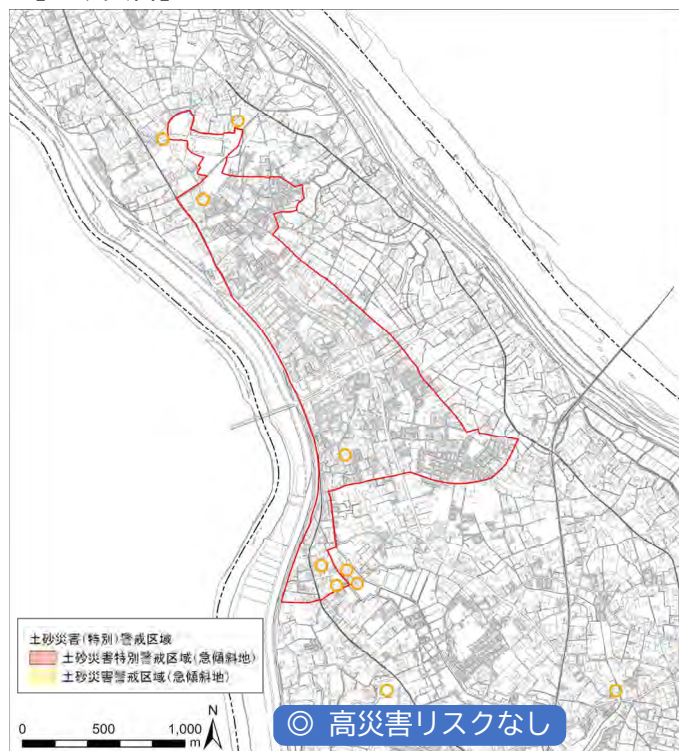
[内水浸水]



[浸水継続時間]



[土砂災害]





	災害 リスク	課題	取組方針の考え方
ゾーン 全域	洪水	▲ 垂直避難が困難 ゾーン内は2～3階の低層戸建て住宅が大部分であり、浸水深3m以上で家屋倒壊のリスクもあるため、自宅等での垂直避難が困難	⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト)
		▲ 長期的な孤立 ゾーンの大部分に3日間以上※継続する外水浸水が想定され、長期的な孤立が懸念	
		▲ 避難先の不足 ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性あり	
①	洪水	▲ 要配慮者への支援 中学校や介護施設に浸水深3m以上や3日間以上※継続する外水浸水、家屋倒壊のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要	
②	洪水	▲ 長距離の避難 避難施設 800m圏外に戸建て住宅等が立地し、長距離の避難が必要	

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間（3日間）以上とされている。再掲(P.44)

凡例

都市機能施設

- 行政施設
- 医療施設
- 介護・障害福祉施設
- 子育て施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設
- 金融施設

避難施設(風水害・土砂災害)

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 避難施設800m圏

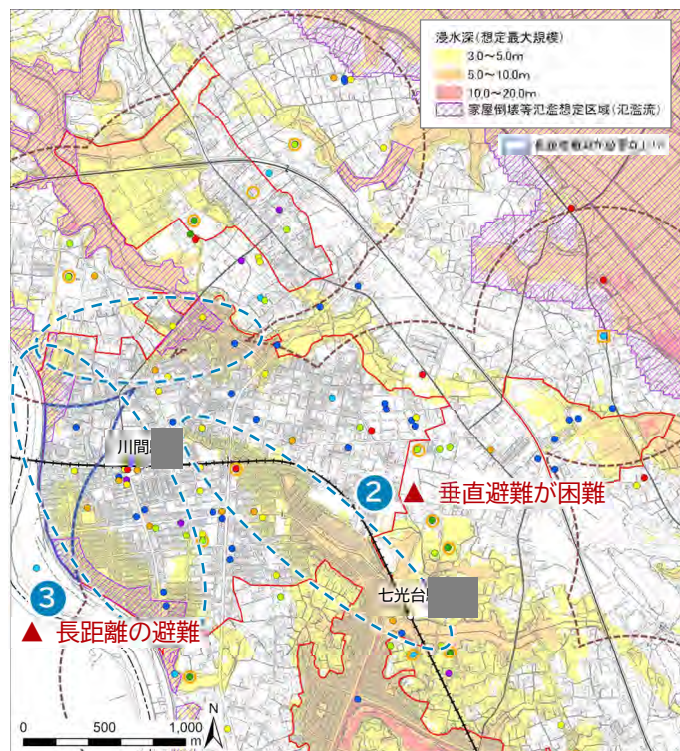
- 行政区境界
- 市街化区域界
- 主要な道路
- 鉄道

3 市街地（北部）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

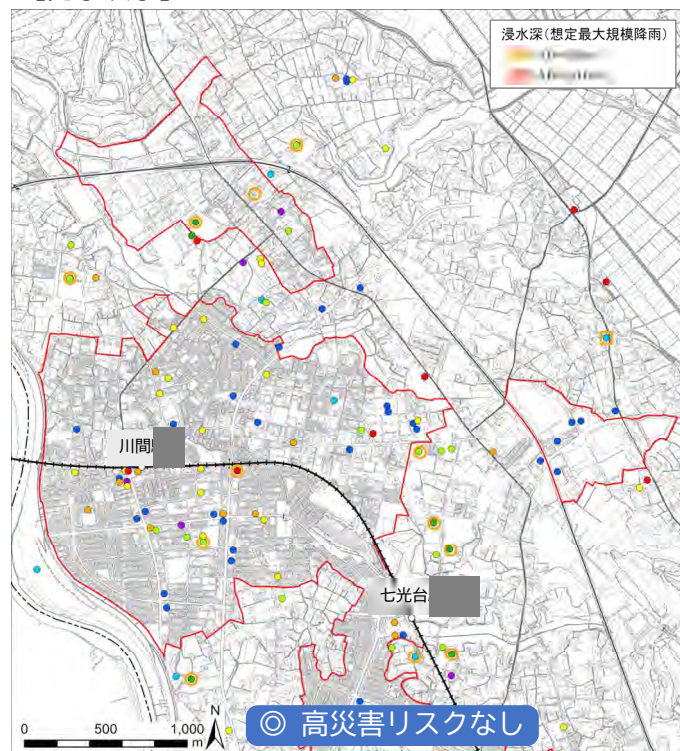
■ 市街地（北部）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：▲ 要配慮者への支援

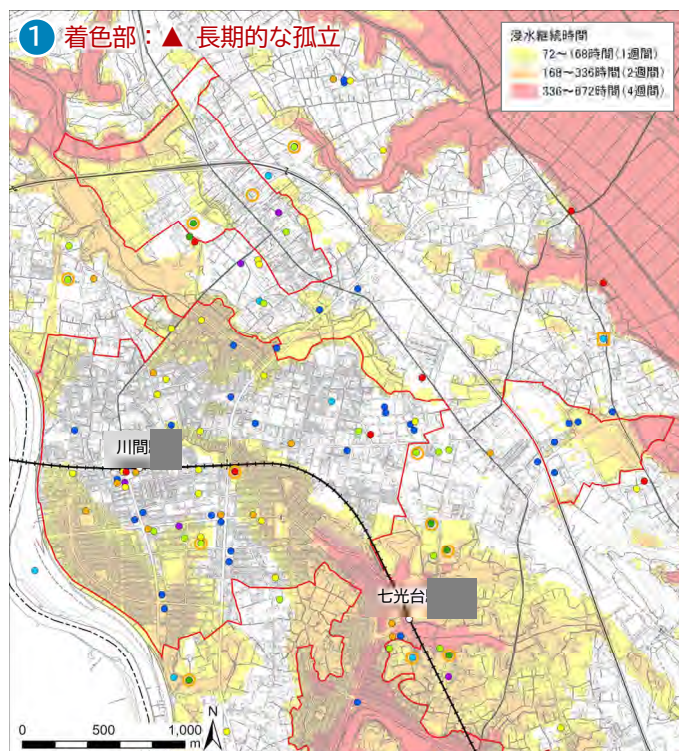
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



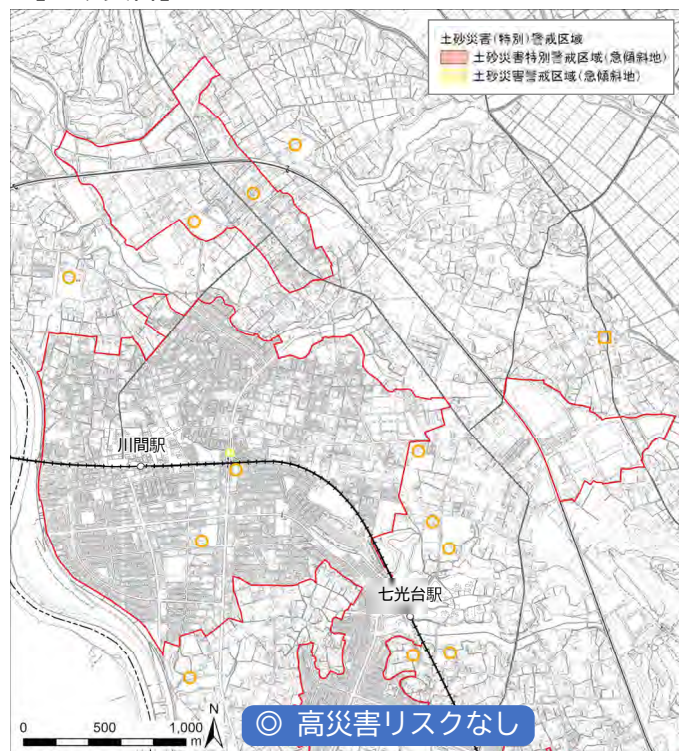
[内水浸水]



[浸水継続時間]



[土砂災害]





	災害 リスク	課題	取組方針の考え方
ゾーン 全域	洪水	▲ 要配慮者への支援 ゾーン内の小学校、介護施設、医療施設に浸水深3m以上や3日間以上※継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要	⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト)
①	洪水	▲ 長期的な孤立 3日間以上※継続する外水浸水リスクがあり、長期的な孤立が懸念	
②	洪水	▲ 垂直避難が困難 2～3階の低層戸建て住宅や小売店舗が大部分であり、浸水深3m以上で一部に家屋倒壊のリスクもあるため、自宅等での垂直避難が困難	
③	洪水	▲ 長距離の避難 避難施設 800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要	

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間（3日間）以上とされている。再掲(P.44)

凡例

都市機能施設

- 行政施設
- 医療施設
- 介護・障害福祉施設
- 子育て施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設
- 金融施設

避難施設(風水害・土砂災害)

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 避難施設800m圏

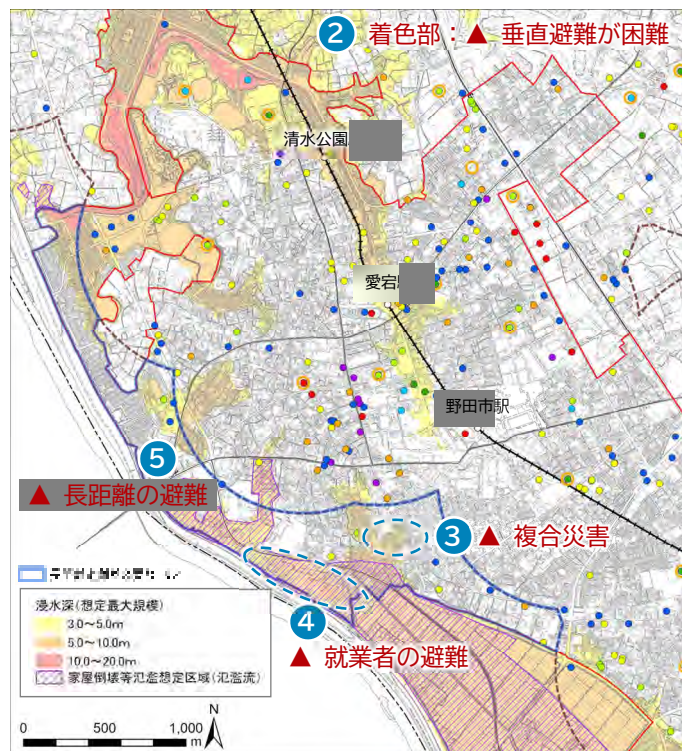
- 行政区域界
- 市街化区域界
- 主要な道路
- 鉄道

4 市街地（中央）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

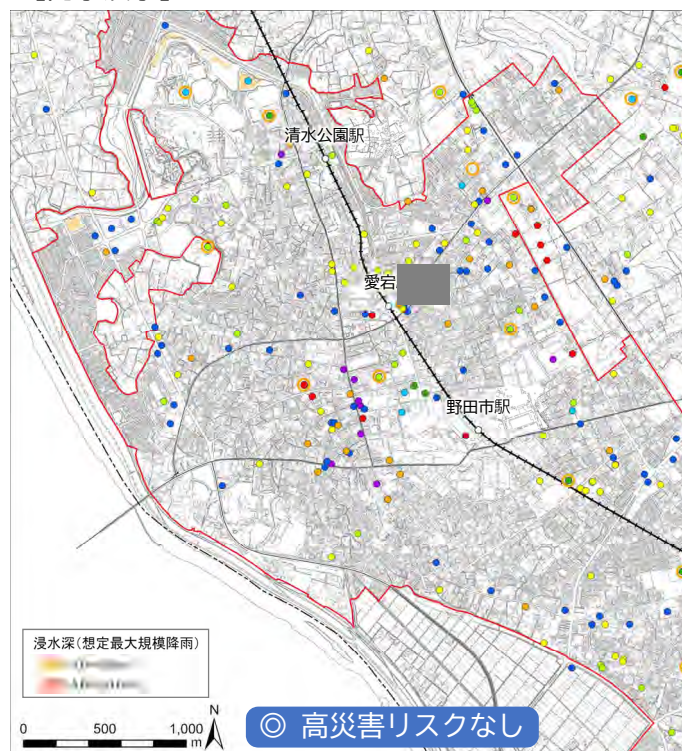
■ 市街地（中央）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：▲ 要配慮者への支援

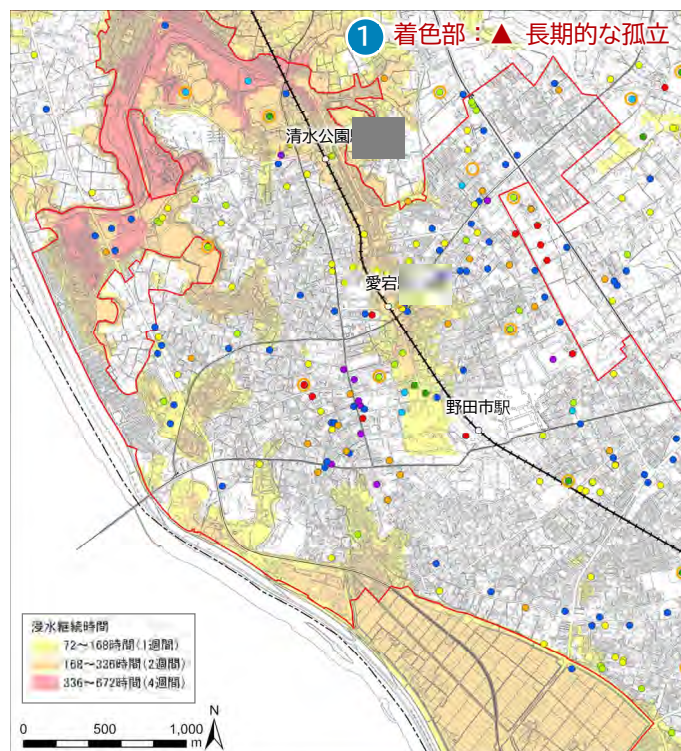
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



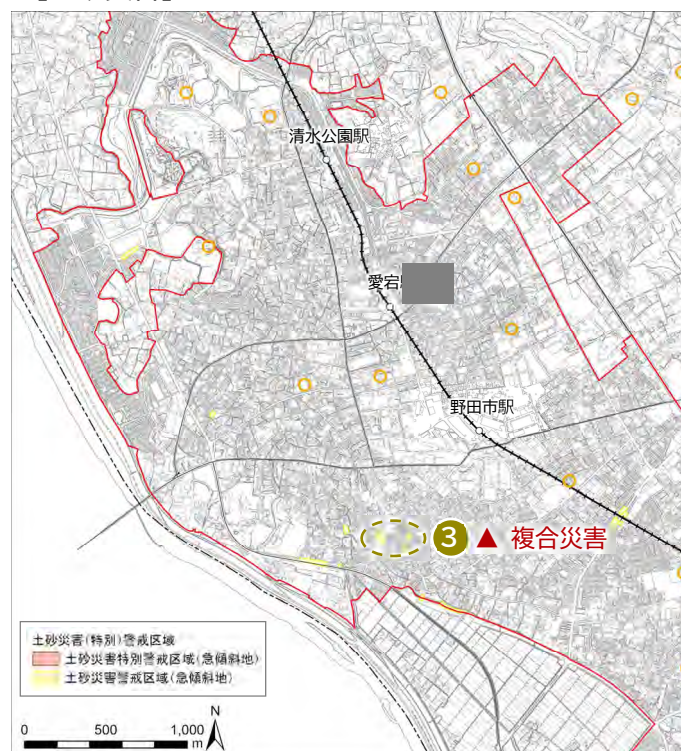
[内水浸水]



[浸水継続時間]



[土砂災害]





	災害 リスク	課題	取組方針の考え方
ゾーン 全域	洪水	▲ 要配慮者への支援 ゾーン内の介護施設、教育施設に浸水深3m以上や3日間以上※継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要	
①	洪水	▲ 長期的な孤立 3日間以上※継続する外水浸水リスクがあり、長期的な孤立が懸念	⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト)
②	洪水	▲ 垂直避難が困難 3階以上の中高層住宅や工場が立地するが、多くは低層戸建て住宅であり、浸水深3m以上であるため垂直避難が困難な住宅が存在	
③ ③	洪水 土砂	▲ 複合災害 戸建て住宅に外水浸水と土砂災害の複合災害のリスクあり	⇒災害リスクの回避
④	洪水	▲ 就業者の避難 工場に家屋倒壊のリスクあり、災害発生時には就業者の避難誘導が必要	⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト)
⑤	洪水	▲ 長距離の避難 避難施設 800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要	

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間（3日間）以上とされている。再掲(P.44)

凡例

都市機能施設

- 行政施設
- 医療施設
- 介護・障害福祉施設
- 子育て施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設
- 金融施設

避難施設（風水害・土砂災害）

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 避難施設800m圏

- 行政区域界
- 市街化区域界
- 主要な道路
- ⇄ 鉄道

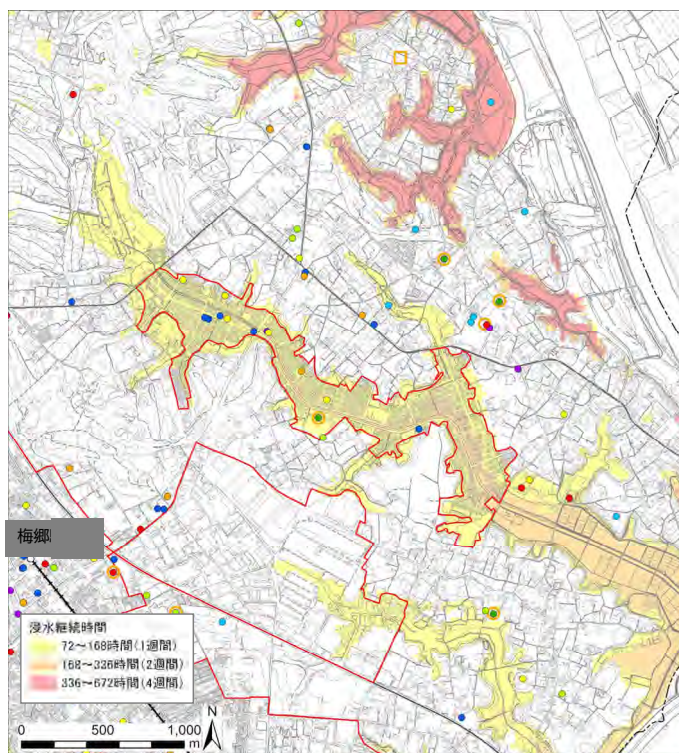
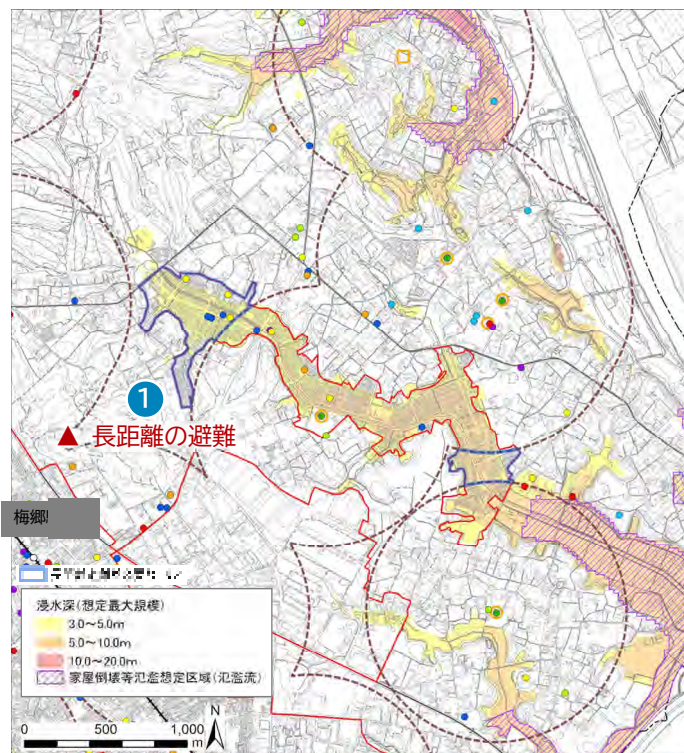
5 しらさぎ通り周辺ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

■ しらさぎ通り周辺ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：▲ 長期的な孤立 ▲ 垂直避難が困難 ▲ 要配慮者への支援

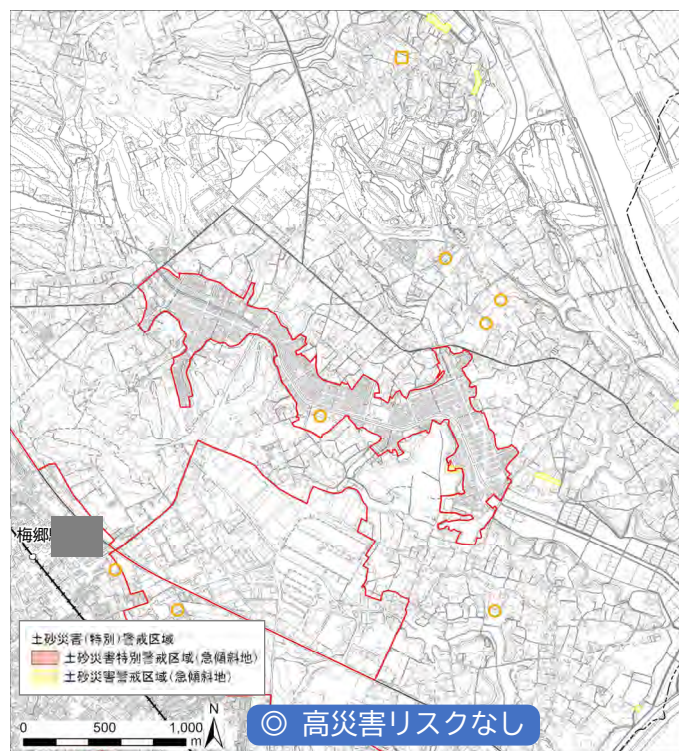
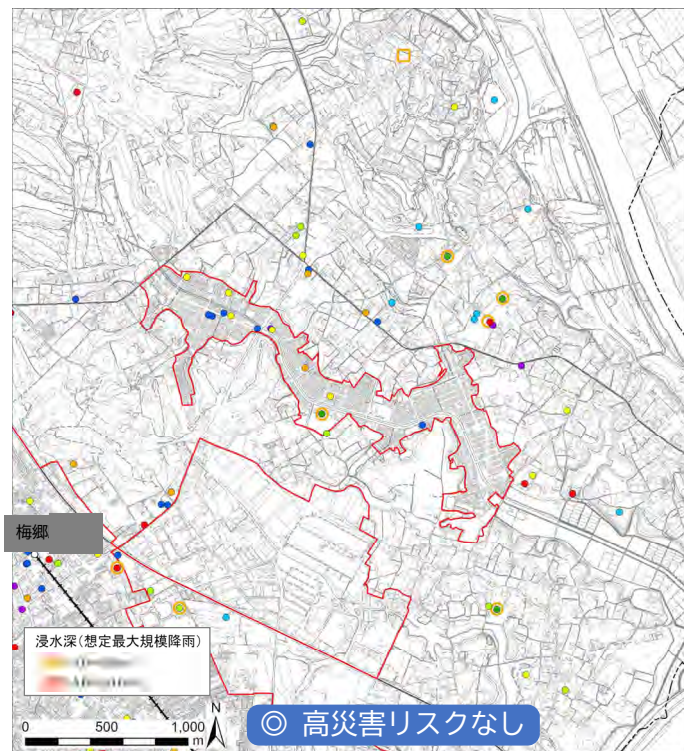
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]

[浸水継続時間]



[内水浸水]

[土砂災害]





	災害 リスク	課題	取組方針の考え方
ゾーン 全域	洪水	▲ 長期的な孤立 ゾーンの大部分に3日間以上※継続する外水浸水リスクが想定されるため、長期的な孤立が懸念	⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト)
		▲ 垂直避難が困難 ゾーン内は2階以下の低層戸建て住宅が大部分であり、ほとんどが浸水深3m以上であるため、自宅等での垂直避難が困難	
		▲ 要配慮者への支援 ゾーン内の小学校、医療施設、介護福祉施設に浸水深3m以上や3日間以上※継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要	
①	洪水	▲ 長距離の避難 避難施設 800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要	

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間（3日間）以上とされている。再掲(P.44)

凡例

都市機能施設

- 行政施設
- 医療施設
- 介護・障害福祉施設
- 子育て施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設
- 金融施設

避難施設（風水害・土砂災害）

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 避難施設800m圏

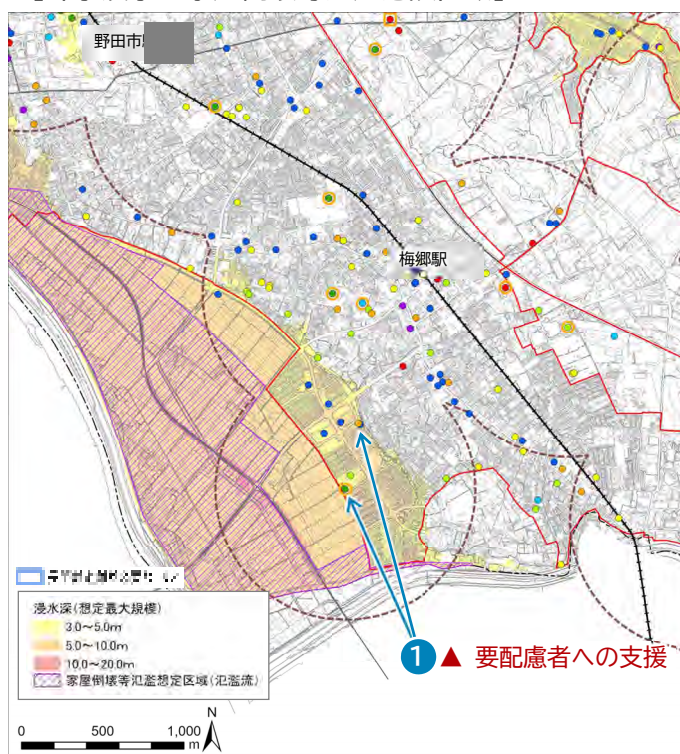
- 行政区域界
- 市街化区域界
- 主要な道路
- 鉄道

6 市街地（南部）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

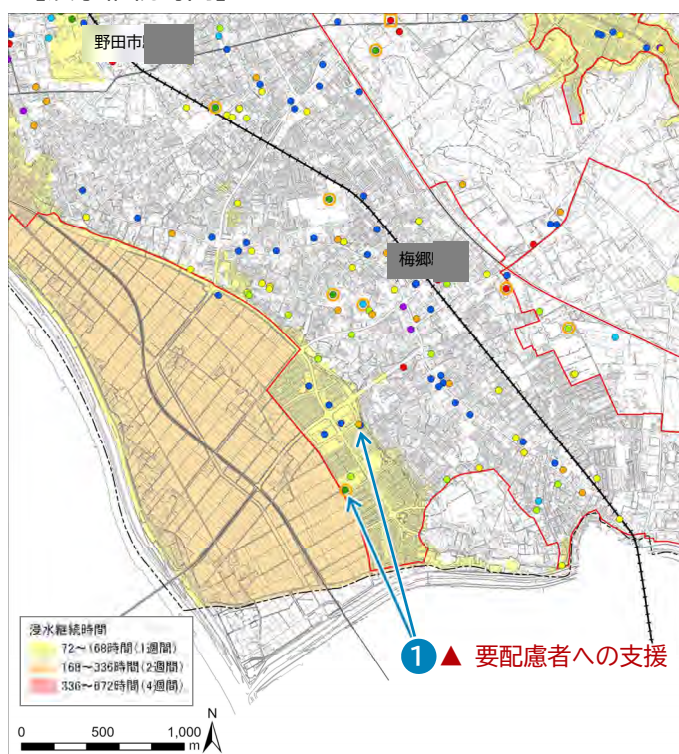
■ 市街地（南部）の防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：▲ 長期的な孤立 ▲ 垂直避難が困難 ▲ 避難先の不足

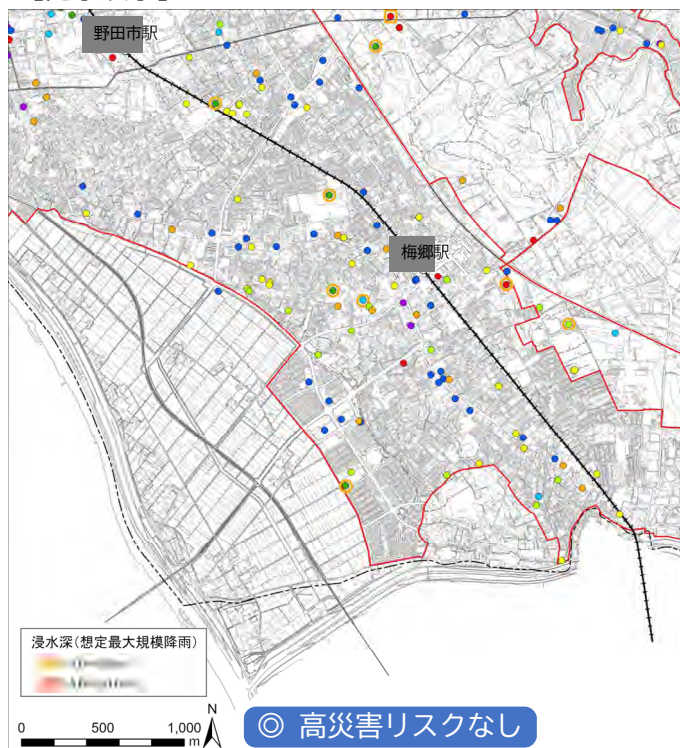
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



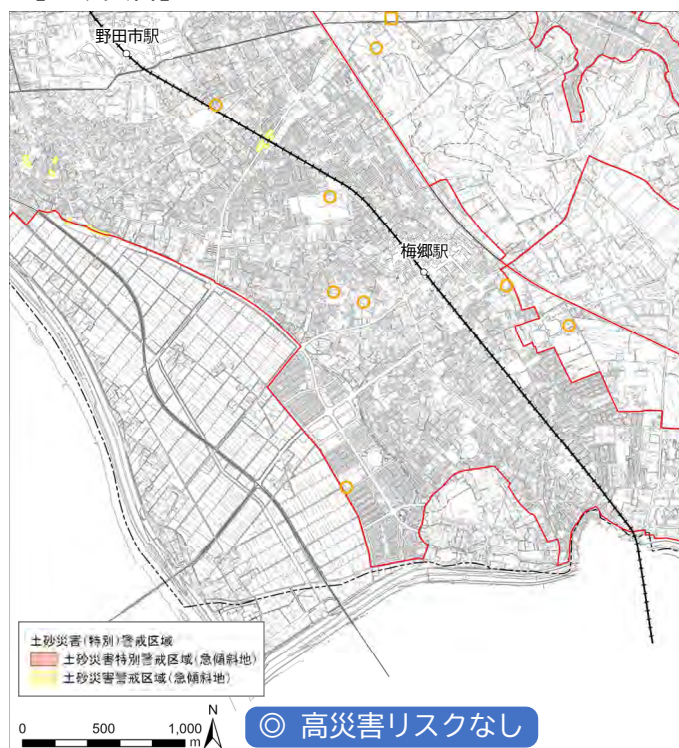
[浸水継続時間]



[内水浸水]



[土砂災害]





	災害 リスク	課題	取組方針の考え方
ゾーン 全域	洪水	▲ 長期的な孤立 ゾーンの大部分に3日間以上※継続する外水浸水リスクが想定されるため、長期的な孤立が懸念	⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト)
		▲ 垂直避難が困難 ゾーン内は2～3階の低層戸建て住宅や小売店舗が大部分であるが、浸水深3m以上で、自宅等での垂直避難が困難	
		▲ 避難先の不足 ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性あり	
①	洪水	▲ 要配慮者への支援 医療施設と小学校に浸水深3m以上や1週間以上継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要	

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間（3日間）以上とされている。再掲(P.44)

凡例

都市機能施設

- 行政施設
- 医療施設
- 介護・障害福祉施設
- 子育て施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設
- 金融施設

避難施設（風水害・土砂災害）

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 避難施設800m圏

- 行政区域界
- 市街化区域界
- 主要な道路
- 鉄道

(3) 防災・減災に向けた取組方針

立地適正化計画の手引きや本市の災害リスク、災害リスクの高いゾーンの課題と取組方針の検討等を踏まえ、取組方針の考え方を整理します。

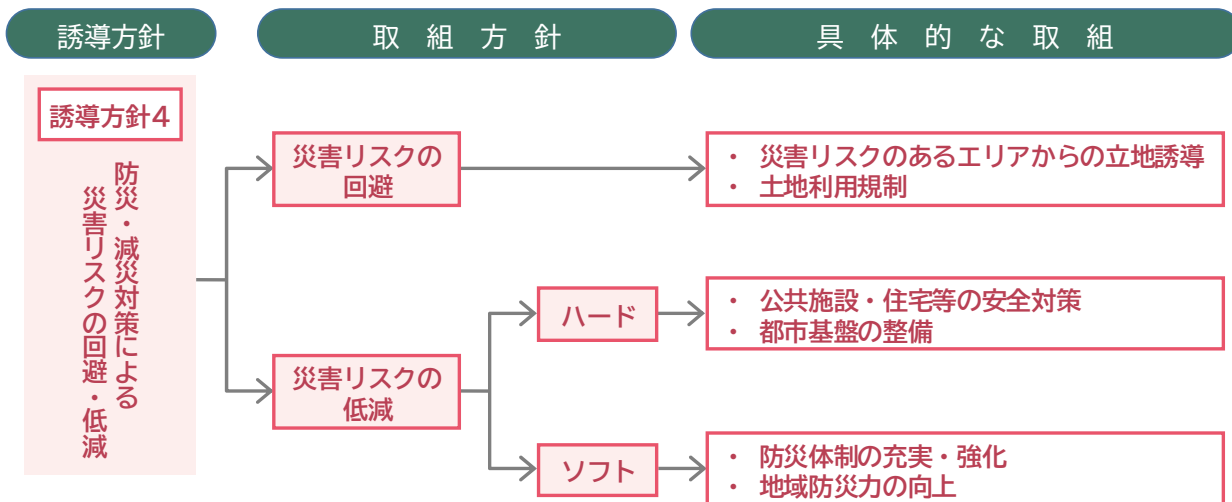
本計画の防災に関する誘導方針4に対する取組方針は、「災害リスクの回避」及び「災害リスクの低減（ハード・ソフト）」に設定します。

■ 災害リスクの高い各ゾーンの課題及び取組方針の考え方

ゾーン	災害リスク	課題	取組方針の考え方
関宿台町ゾーン	洪水	▲垂直避難が困難 ▲避難先の不足 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難	災害リスクの低減 (ハード・ソフト) 公共施設・住宅等の安全対策や都市基盤の整備等のハード対策及び、防災体制の充実・強化や地域防災力の向上等のソフト対策により、災害時の被害を低減するための取組
なみきゾーン	洪水	▲垂直避難が困難 ▲避難先の不足 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難	
市街地（北部）ゾーン	洪水	▲垂直避難が困難 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難	
市街地（中央）ゾーン	洪水	▲垂直避難が困難 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 ▲就業者の避難	
	土砂	▲複合災害	災害リスクの回避 災害リスクのあるエリアからの立地誘導等により、災害時に被害が発生しないようにリスクを回避するための取組
しらさぎ通り周辺ゾーン	洪水	▲垂直避難が困難 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難	災害リスクの低減 (ハード・ソフト) 公共施設・住宅等の安全対策や都市基盤の整備等のハード対策及び、防災体制の充実・強化や地域防災力の向上等のソフト対策により、災害時の被害を低減するための取組
市街地（南部）ゾーン	洪水	▲垂直避難が困難 ▲避難先の不足 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援	



■ 防災・減災に向けた取組方針



【参考】誘導方針（ストーリー）

再掲（p. 51）

防 災

誘導方針4 防災・減災対策による災害リスクの回避・低減

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、居住や都市機能を災害リスクの低い地域への誘導を図るとともに、地域ごとに想定される災害に応じた対策を講じ、被害の最小化や災害リスクの回避・低減を図ります。

また、災害に強い安全なまちづくりを目指すため、ソフト面においても地域の防災力の向上を図ります。

7-2 具体的な取組及びスケジュールの検討

(1) 具体的な取組及びスケジュール

前項の防災・減災に向けた取組方針を踏まえて、災害リスクの回避及び災害リスクの低減（ハード・ソフト）における具体的な取組及びスケジュールは、以下のとおり設定します。

スケジュールは、本計画の目標年度である令和27年度（2045年度）に至るまでの具体的な取組目標を短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）の視点から定めます。

■ 具体的な取組及びスケジュールの検討

- <凡例> ●：「野田市総合計画後期基本計画（令和5年3月）」に関連する施策
 ◆：「野田市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」に関連する具体的な方針
 ■：「野田市国土強靱化地域計画（令和2年3月）」に関連する施策
 ★：新たに国や市が独自で行う施策
 [] は施策や取組の番号を記載

取組方針	具体的な取組	実施主体	スケジュール		
			短期	中期	長期
災害リスクの回避	災害リスクを踏まえた立地誘導				
	★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置（再掲）	市			
	★ 立地適正化計画の届出制度の運用	市			
	土地利用規制				
	◆ 計画的な土地利用と市街地整備の推進〔3-8(2)〕	市			
災害リスクの低減 ハード	公共施設・住宅等の安全対策				
	◆ 建築物等の安全対策〔3-8(6)〕	市			
	■ 建築物の耐震・安全化〔1-1①〕	県／市			
	■ 公共施設の耐震化・計画的保全等〔1-1④〕	県／市			
	■ 行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保〔3-2②〕	市			
	都市基盤の整備				
	◆ 治水対策の推進〔3-8(1)〕	市			
	◆ 避難路等の整備〔3-8(3)〕	市			
	◆ 指定緊急避難場所等の整備〔3-8(5)〕	市			
	■ 地域の安全確保〔1-1②〕	市			
	■ 緊急輸送道路等の整備促進〔1-1⑩〕	県／市			
	■ 宅地の滑動崩落対策〔1-1⑤〕	市			
	■ 浸水対策の推進〔1-3②〕	国／県／市			
	■ 農業用施設の維持管理〔1-3③〕	市			
	■ 非常用電源の確保〔5-2②〕	市			
	■ 堤防（護岸）機能の維持強化〔6-5〕	国／県／市			
	■ 浸水による被害の限定〔8-2〕	市			



取組方針	具体的な取組	実施主体	スケジュール		
			短期	中期	長期
災害リスクの低減	ソフト	防災体制の充実・強化			
		● 消防体制の充実〔4-1〕			
		◆ 指定緊急避難場所の指定及び解除〔3-8(4)〕			
		■ 学校・事業者等の防災対策〔1-1③〕			
		■ 防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施〔1-1⑥〕			
		■ 情報収集及び情報伝達体制の整備・強化〔1-2②〕			
		■ 水難救助体制の整備・強化〔1-3④〕			
		■ 物資等の補給体制の確保〔2-1①〕			
		■ 救助・救急能力の確保〔2-2〕			
		■ 悪条件下における災害対策本部運営体制の整備〔3-2①〕			
		■ 防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化〔4-1〕			
		■ 企業の災害対処能力の向上〔5-1①〕			
		■ 食料等の確保及び供給体制の整備〔5-3①〕			
		■ 燃料の継続的確保〔6-1①〕			
		★ 盛土規制法に基づく規制の周知と適正な運用			
		★ 防災情報発信力の強化			
		地域防災力の向上			
		● 防災まちづくりの推進〔4-1〕			
		● 互いに支え合う地域づくりの推進〔5-1〕			
		◆ 地域の防災力の向上〔3-8(7)〕			
		■ 地域における災害対応力の向上〔1-1④〕			
		■ 要配慮者等への支援〔1-1⑤〕			
		■ 企業及び家庭の災害対処能力の向上〔5-2①〕			
		★ 防災意識の醸成を図るための防災講話及び防災教育の推進			
		★ 地域防災リーダーの育成			

(2) 具体的な取組内容

1 災害リスクの回避に関する取組

災害リスクを踏まえた立地誘導

★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置 (再掲)

居住誘導区域外の災害の発生のおそれがある区域については、当該区域の居住者に対して災害リスクの分かりやすい説明や周知等を行い、居住誘導区域に誘導するための所要の措置を推進します。

★ 立地適正化計画の届出制度の運用

住宅や施設の誘導を図るため、本計画の届出制度の周知を図り、災害リスクを踏まえた本市のまちづくりの方向性を市民や事業者の方々に情報共有するとともに、住宅や誘導施設の立地・開発動向を事前に把握するなど、適正な運用を推進します。

土地利用規制

◆ 計画的な土地利用と市街地整備の推進〔3-8(2)〕

市街地の都市基盤整備事業及び土地区画整理事業などの施行の際には、都市空間の整備等を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、木造密集市街地などの防災上危険な市街地は、狭隘道路の拡幅整備や空地整備、建物の不燃化の促進などにより延焼防止に努め、良好な環境を維持している低層住宅地においては、宅地内におけるみどりの保全、緑化の促進などにより防災面の維持向上を図ります。

2 災害リスクの低減（ハード）

公共施設・住宅等の安全対策

◆ 建築物等の安全対策〔3-8(6)〕

建築物などの耐震性の強化、不燃性の誘導に努めます。特に、既存建築物については、野田市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進します。

また、道路（歩行者専用道路を含む）に面した危険なブロック塀等の撤去を促進します。

■ 建築物の耐震・安全化〔1-1①〕

住宅については、簡易耐震相談会において耐震化の啓発を実施し、昭和 56 年 5 月以前の既存住宅（木造住宅）の耐震診断及び耐震改修工事に助成を行い、耐震化を促進します。

大規模建築物等の耐震化については、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。

また、屋内の安全確保、危険ブロック塀等の撤去について対策を進めます。



■ 公共施設の耐震化・計画的保全等〔1-1④〕

公共施設・学校施設において、引き続き、機能保全・改善を図ることを目的とし、計画的に建て替えや保全改修を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を促進します。特に、小中学校等の施設については災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなるため、「どんな人にも使いやすい（ユニバーサルデザイン）」多機能トイレへの改修等を行います。

また、体育館等には空調設備の整備を行い被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図ります。

■ 行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保〔3-2②〕

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保します。

都市基盤の整備

◆ 治水対策の推進〔3-8(1)〕

利根川、江戸川及び利根運河の流域の浸水被害を軽減するため、河川改修を促進します。

大雨などによる浸水常襲地区の解消を図るため、一部の地区で雨水幹線や調整池を整備し、公共下水道の雨水整備を推進するとともに、豪雨時の浸水被害発生地区の改善を図るため、側溝、排水管や調整池等の排水設備の整備を推進します。洪水時の河川への流出軽減を図るため、調節池の整備に努めるとともに、公共施設を雨水流出抑制施設として積極的に活用します。

また、道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、雨水浸透対策のため、透水性舗装などの導入に努めます。なお、一定規模以上の建築物や個人の住宅についても雨水浸透対策に対する積極的な協力を求めます。

◆ 避難路等の整備〔3-8(3)〕

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などにつながる避難路としての道路における歩道整備と、火災の延焼防止効果のある街路樹などの整備を推進します。

また、災害時における緊急輸送に必要な路線の機能確保のため安全性を高めます。

指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全点検及び避難誘導標識の整備に努めます。

◆ 指定緊急避難場所等の整備〔3-8(5)〕

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などについて、その機能を確保するとともに、火災の延焼防止効果のある植栽や防災施設などの設置による機能強化を推進します。

■ 地域の安全確保〔1-1②〕

大規模地震や風水害発生時、混乱状態の中で多くの市民等が安全に避難できるよう道路（避難路）や公園等の空地（避難場所）を確保します。

■ 緊急輸送道路等の整備促進〔1-1⑪〕

緊急輸送道路に指定されている主要地方道つくば野田線、主要地方道越谷野田線、主要地方道結城野田線、主要地方道境杉戸線、主要地方道松伏庄和閑宿線及び野田市の外郭環状道路に位置付けている都市計画道路今上木野崎線などの路線については、千葉県に対し更なる整備を要望します。

■ 宅地の滑動崩落対策〔1-1⑫〕

造成宅地で地滑りの変動が生じ、崖崩れ又は土砂の流出による滑動崩落被害に関して、住民の理解を深めるため大規模盛土造成地マップの作成及び調査を行います。

■ 浸水対策の推進〔1-3②〕

浸水被害を軽減するため、利根川、江戸川及び座生川の堤防（護岸）強化対策を国や県に強く要望するとともに、河川、排水路、調整池及び雨水幹線などの整備を行い、排水不良箇所の解消を図ります。

また、ハザードマップを作成し、市民に洪水災害に関する意識を啓発します。

■ 農業用施設の維持管理〔1-3③〕

野田市及び土地改良区が管理する農業用施設（幹線排水路、樋管、揚排水機場等）の適正な維持管理を行い、農地の保全および浸水被害軽減に努めます。

■ 非常用電源の確保〔5-2②〕

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保します。

■ 堤防（護岸）機能の維持強化〔6-5〕

堤防（護岸）改修の要望を継続するとともに、堤防（護岸）の継続的な点検により異常箇所の早期発見に努めます。

■ 浸水による被害の限定〔8-2〕

浸水被害の原因により対処要領が異なるため、原因に応じた対策を整備します。

③ 災害リスクの低減（ソフト）

防災体制の充実・強化

● 消防体制の充実〔4-1〕

火災予防上の危険を排除し、災害を未然に防止できるように予防査察体制の充実を図ります。また、複雑多様化する災害に対応すべく、消防車両の充実強化、消火栓・防火水槽の整備を進めます。

救急業務においては、救命率の向上を図るため、救急救命士の養成・救急業務の高度化を進めるとともに、応急手当の普及及び啓発活動の推進を図ります。

消防団活動体制については、地域の防災力を高めるため、消防団員の確保に努め、市民と消防団が連携し地域ぐるみの防災体制の強化を図ります。



◆ 指定緊急避難場所の指定及び解除〔3-8(4)〕

今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行います。

また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所を指定します。

■ 学校・事業者等の防災対策〔1-1③〕

災害時に特に配慮を要する学校や危険物施設等の管理者・事業者等に対し災害発生時においても、所要の安全を確保できるよう体制の整備を働きかけます。

■ 防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施〔1-1⑥〕

県、消防、警察、自衛隊、医療機関、指定地方公共機関等、関係機関と災害時に円滑に活動できるよう平常時から訓練等を通じて連携の強化を図ります。

■ 情報収集及び情報伝達体制の整備・強化〔1-2②〕

火災の通報又は大規模災害で市民からの通報が受けられない状況においても、火災の警戒が実施でき、かつ、その規模・状態が視覚的に確認できるとともに、先行的に状況の変化を予測し、関係機関への通報及び火災現場周辺住民に対して警告できる体制を整備します。

■ 水難救助体制の整備・強化〔1-3④〕

利根川、江戸川、利根運河の氾濫等により被災した住民を救助できる体制を整備します。

■ 物資等の補給体制の確保〔2-1①〕

市民及び事業者の責務として3日以上の水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては数日間の補給がない状態でも自己完結できる体制を確保しつつ、同時被災しないと予想される地域の市町等と災害時相互応援協定に基づき、継続的な物資等の補給体制を確保します。

■ 救助・救急能力の確保〔2-2〕

小中学校及び幼稚園の敷地内植栽されている樹木のうち、民地や道路に越境し通行に支障を与えているもの及び校舎や電線等よりも高い樹木について、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的に伐採等を行います。

■ 悪条件下における災害対策本部運営体制の整備〔3-2①〕

訓練を通じて継続的に職員の災害対処能力の向上を図るとともに、悪条件下においても災害対策本部が機能できる体制を整備します。

■ 防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化〔4-1〕

防災行政無線を主体とする市民への情報伝達手段の充実に努めるとともに、災害対策本部と避難所等主要施設間の自前の双方向通信の確保に努めます。

■ 企業の災害対処能力の向上〔5-1①〕

企業の災害対処能力の向上のためのBCP（業務継続計画）作成支援、防災訓練等の支援を行うとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備します。

■ 食料等の確保及び供給体制の整備〔5-3①〕

市による備蓄を継続するとともに、迅速なニーズ把握及び幹線道路の維持により、食料等の継続的調達を行います。

また、農地の早期復旧により食料等の安定供給に寄与します。

■ 燃料の継続的確保〔6-1①〕

燃料の備蓄を継続するとともに、関東圏外から燃料を確保できる体制を整備します。

★ 盛土規制法に基づく規制の周知と適正な運用

令和7年5月26日から千葉県で宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制が開始したことに伴い、盛土等の認識・通報を通じた不法・危険盛土等の未然防止や早期発見・対応により、盛土等に伴う災害を防止するため、本市でも指定された区域や必要な手続きの周知を図るなど、適正な運用を推進します。

★ 防災情報発信力の強化

防災情報等を一元的に閲覧できるポータルサイトを通じた積極的な情報発信を行うとともに、洪水ハザードマップ等を用いて浸水が予想される範囲などを積極的に周知していきます。

地域防災力の向上

● 防災まちづくりの推進〔4-1〕

野田市地域防災計画に基づき、情報収集・伝達、避難対策、応急対策等の強化、防災備蓄品の充実等を図ります。

水害対策については、水防施設の整備等水防体制の強化を進めるとともに、排水不良地区の改善を図るため、河川改修・排水整備を推進します。

また、国に対し利根川・江戸川の堤防強化について、流域自治体と連携を取りつつ引き続き要望していきます。さらに、洪水ハザードマップを活用し、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民に分かりやすく提供します。

平常時から自主的な災害への心構えを養い防災意識の向上を図ります。自主防災組織設立を推進するとともに、自主防災組織設立時に防災資機材の購入費用を助成し、自助、共助、公助の連携による防災体制づくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となった防災力の向上を図ります。

また、平常時からの情報提供を行うことで必要な情報を共有し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の支援につなげるため、野田市避難行動要支援者支援計画の取組の推進に努めます。

● 互いに支え合う地域づくりの推進〔5-1〕

市民の防災意識の高揚や自主防災組織設立等の防災体制づくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。

また、野田市地域防災計画に基づき、防災訓練等を実施した場合、活動補助金を交付し、継続した防災活動の実施を推進します。



◆ 地域の防災力の向上〔3-8(7)〕

市民一人一人の防災意識の向上及び自主防災組織等の共助による地域防災力の向上を図ります。

■ 地域における災害対応力の向上〔1-1④〕

児童・生徒等を始め、市民一人一人が自分の周りの災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、反射的に自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害からの早期復旧できる気運を醸成するとともに仕組みを構築します。

■ 要配慮者等への支援〔1-1⑤〕

災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進します。

■ 企業及び家庭の災害対処能力の向上〔5-2①〕

企業の災害対処能力の向上を支援するとともに、日頃から家庭での燃料等備蓄を呼びかけることにより混乱を最小限にします。

★ 防災意識の醸成を図るための防災講話及び防災教育の推進

気象のスペシャリストである気象防災アドバイザーを活用し、公民館等での講座や自主防災組織等に対する講話を通じた防災意識の醸成を図ります。

また、中学生に対する気象防災アドバイザーによる気象防災に関する出前授業に加え、小学生に対し、市職員による河川が氾濫した場合を想定したマイ・タイムライン作成方法の出前授業を行い、防災意識の醸成を図るとともに、防災教育を推進しています。

★ 地域防災リーダーの育成

地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得者数を増やし、地域防災のリーダーを育成していきます。

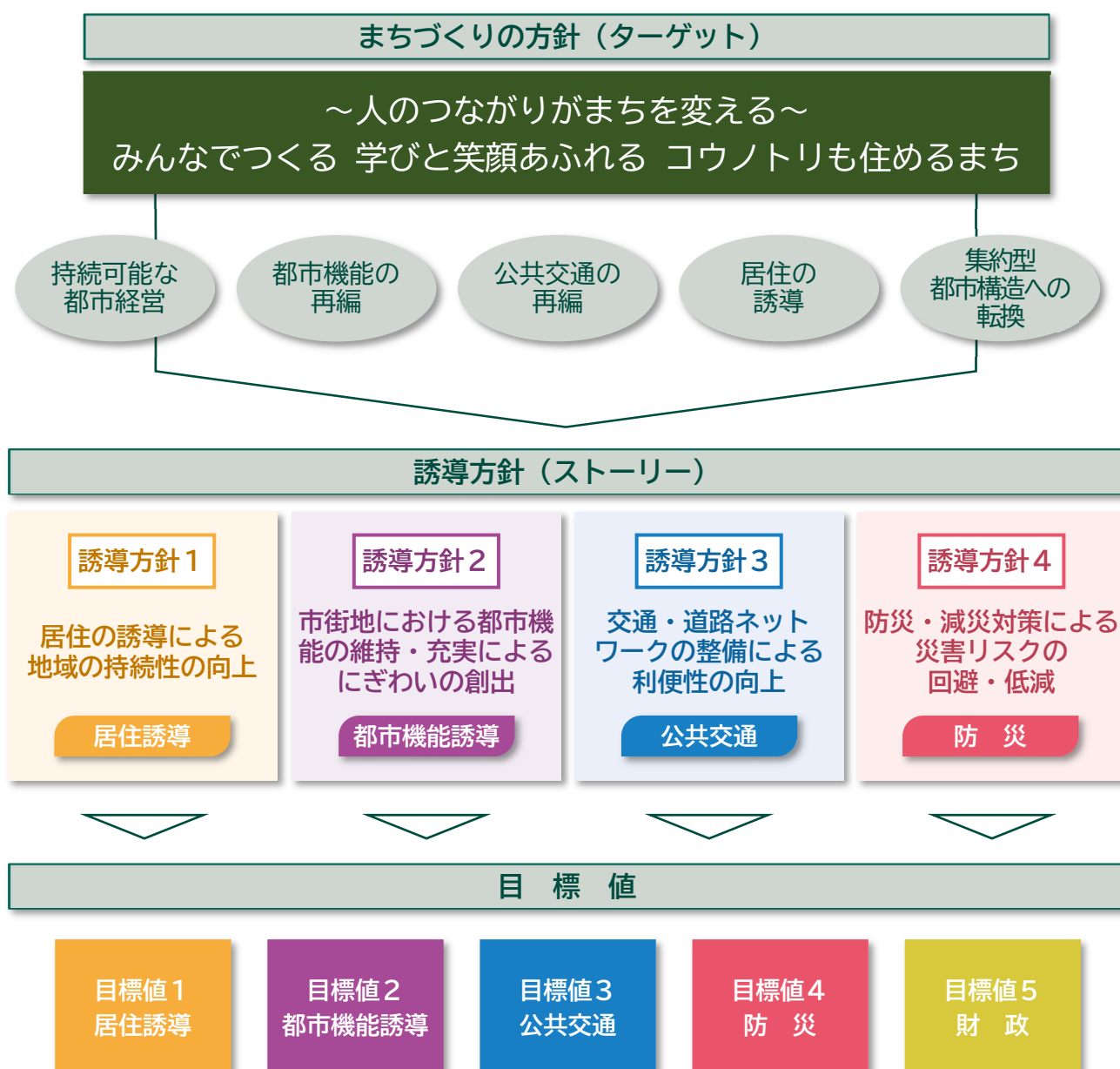
第8章 計画の目標値・評価方法

8-1 目標値の設定

(1) 目標値の基本的な考え方

本市のまちづくり方針（ターゲット）及び誘導方針（ストーリー）に基づき、「居住誘導」「都市機能誘導」「公共交通」「防災」の目標を設定するとともに、持続可能な都市経営を行うために「財政」の目標を設定します。

■ まちづくり方針（ターゲット）及び誘導方針（ストーリー）に対する目標値の体系図





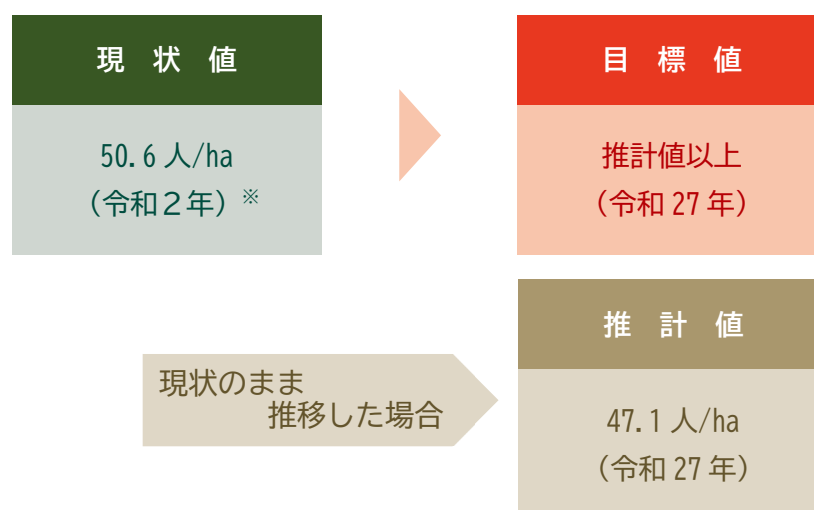
(2) 目標値の設定

目標値1：「居住誘導」に関する目標値

「居住誘導」に関する目標値は、居住誘導に関する施策の推進により、居住誘導区域内の人口密度の低下が抑制されているか確認するため、『居住誘導区域内の人口密度』に設定します。

指標

居住誘導区域内の人口密度（人/ha）



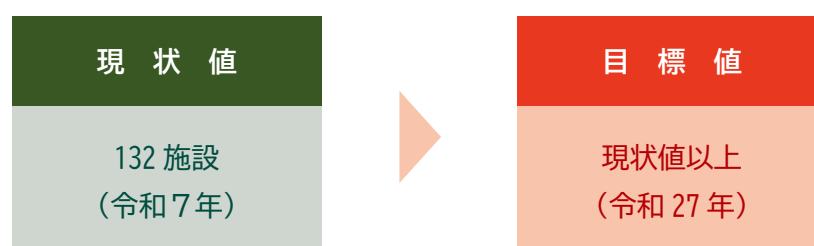
※令和2年（2020年）国勢調査より

目標値2：「都市機能誘導」に関する目標値

「都市機能誘導」に関する目標値は、都市機能誘導に関する施策の推進により、都市機能誘導区域内において誘導施設の維持・誘導が行われているか確認するため、『都市機能誘導区域内の誘導施設数』に設定します。

指標

都市機能誘導区域内の誘導施設数（施設）



目標値3：「公共交通」に関する目標値

「公共交通」に関する目標値は、公共交通に関する施策の推進により、公共交通機関を利用した移動の利便性の向上が図られているか確認するため、『居住誘導区域の公共交通沿線地域※の徒歩圏人口カバー率』に設定します。

指標

居住誘導区域の公共交通沿線地域※の徒歩圏人口カバー率（％）

現 状 値	目 標 値
90.3% (令和7年)	現状値以上 (令和27年)

※「公共交通沿線地域」は、全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏（鉄道駅については800m、バス停については300m）

目標値4：「防災」に関する目標値

「防災」に関する目標値は、防災に関する施策の推進により、災害リスクの回避・低減が図られているか確認するため、『自主防災組織の組織数及び組織結成率』に設定します。

自主防災組織結成率は、自主防災組織数を自治体数等の団体数で除した割合となります。

指標

自主防災組織の組織数（団体）及び組織結成率（％）

現 状 値	目 標 値
223 団体 55.5% (令和7年3月末時点)	325 団体以上 80.0%以上 (令和27年度)



目標値5：「財政」に関する目標値

「財政」に関する目標値は、居住誘導、都市機能誘導、公共交通及び防災に関する施策の推進により、財政運営の持続可能性が向上しているか確認するため、『住民一人当たり行政コスト』に設定します。

指標

住民一人当たり行政コスト（円）

現 状 値	目 標 値
32 万円 (令和5年度末)	現状値以下 (令和27年度)

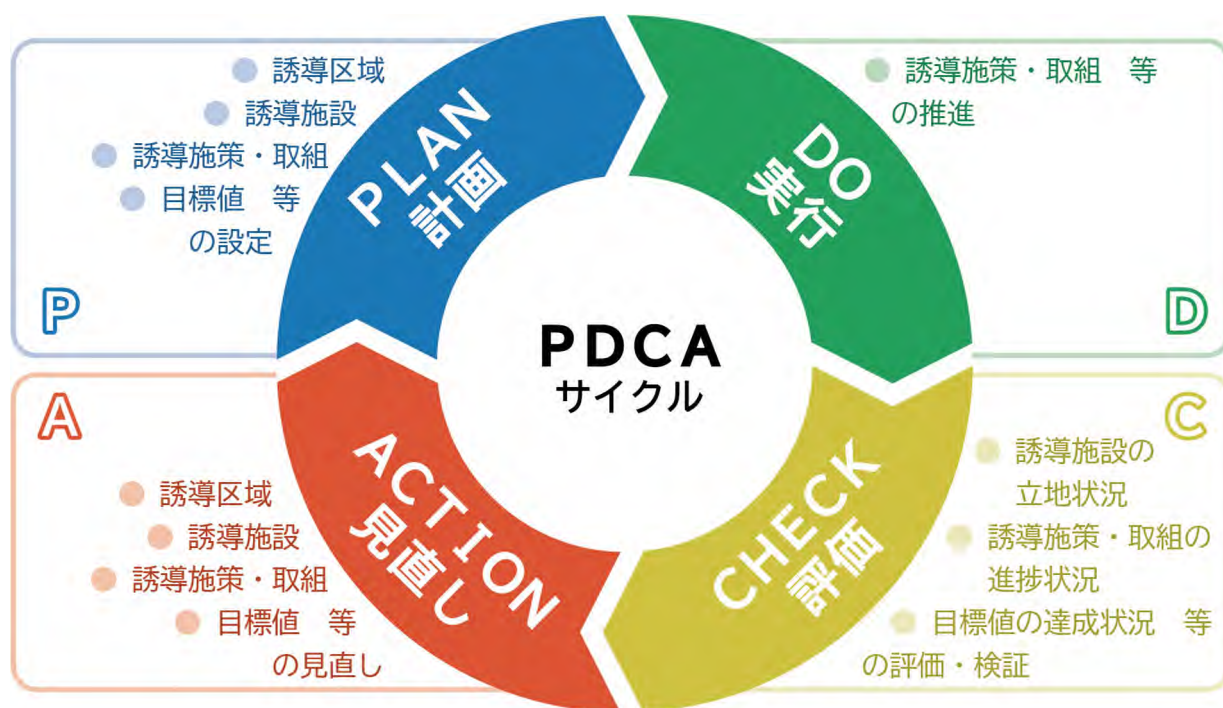
8-2 計画の進捗管理

立地適正化計画は、都市再生特別措置法において、おおむね5年ごとに施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めることとされています。

本市では、PDCAサイクルの考え方に基づき、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化、上位・関連計画の策定・見直しの状況等を踏まえて、おおむね5年ごとに誘導施設の立地状況や誘導施策・取組の進捗状況、目標値の達成状況等について評価・検証を行い、それらの結果を踏まえて適時適切な計画の見直しを行うこととします。

また、立地適正化計画は、まちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策・計画との整合性や相乗効果等を考慮しながら推進する必要があります。そのため、庁内の関係各課と連携し、総合的かつ横断的な施策の推進を図ります。

■ PDCAサイクル





8-3 届出制度

(1) 届出制度について

立地適正化計画の策定に伴い、都市再生特別措置法の規定により、居住誘導区域外または都市機能誘導区域外において一定規模以上の開発行為及び建築行為等を行おうとする場合、または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合には、これらの行為に着手する 30 日前までに市への届出が義務付けられます。

(2) 届出の対象となる行為

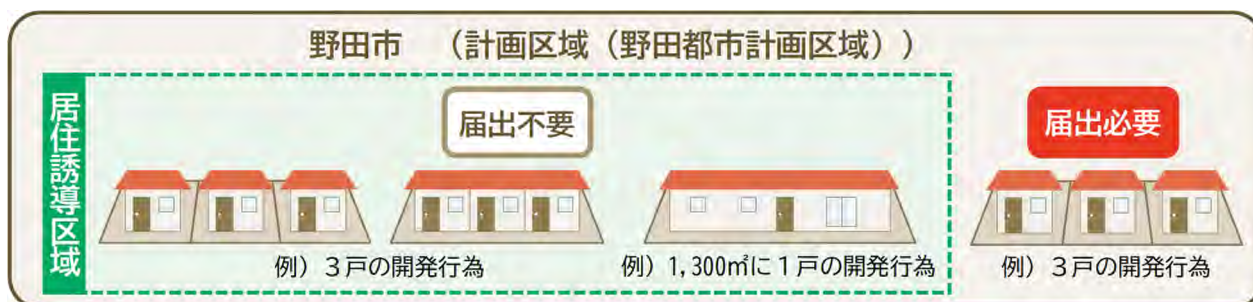
1 居住誘導区域外における届出・勧告

(都市再生特別措置法第 88 条)

居住誘導区域 外 で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要となります。

開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 届出必要  例) 3戸の開発行為 ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が 1,000 m²以上のもの 届出必要  例) 1,300 m²に1戸の開発行為 届出不要  例) 800 m²に2戸の開発行為
建築等行為	① 3戸以上の住宅の新築 届出必要  例) 3戸の建築行為 届出不要  例) 1戸の建築行為 ② 建築物を改築又は用途変更により3戸以上の住宅とする場合

■ 届出のイメージ（開発行為等を行う場合）



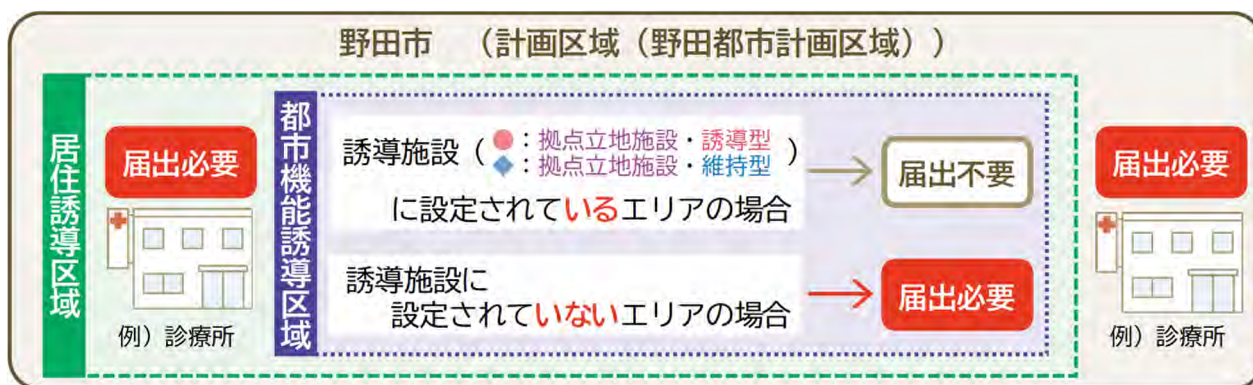
2 都市機能誘導区域外における誘導施設の設置に係る届出・勧告

（都市再生特別措置法第108条）

都市機能誘導区域 外 で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要となります。

開発行為	・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

■ 届出のイメージ（誘導施設に設定されている施設を設置する場合）



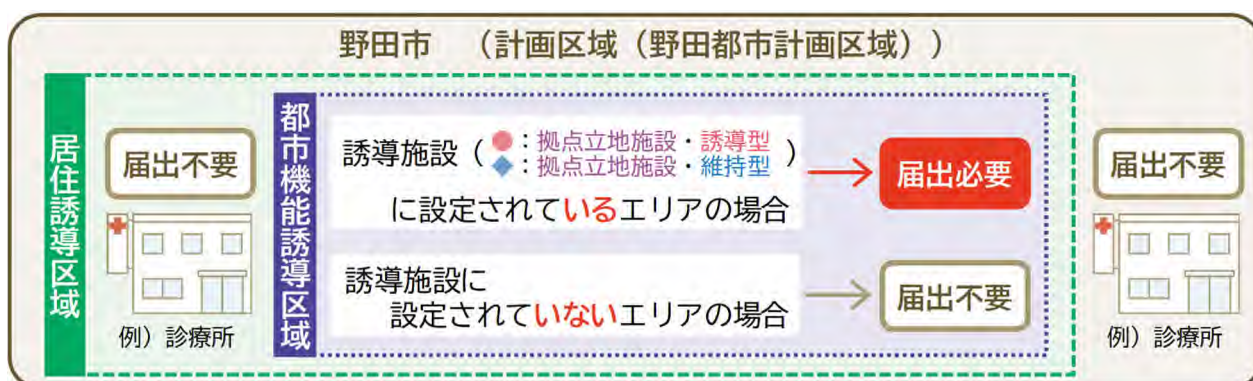
3 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出及び助言・勧告

（都市再生特別措置法第108条の2）

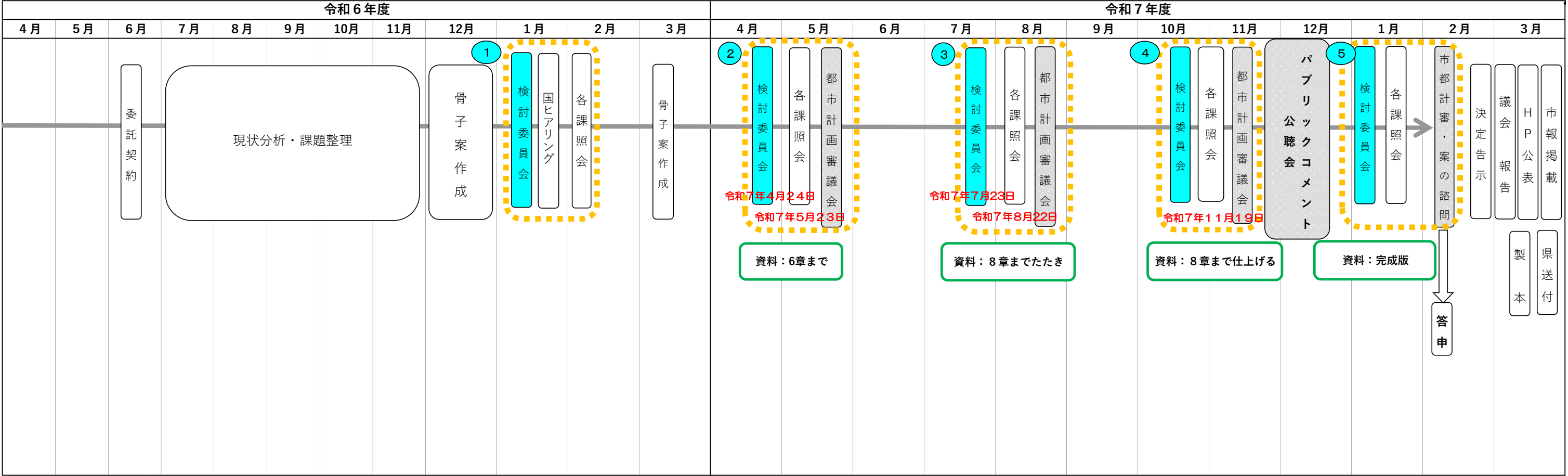
都市機能誘導区域 内 で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要となります。

誘導施設の休廃止	・ 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する場合
----------	------------------------------

■ 届出のイメージ（誘導施設に設定されている施設を休止又は廃止する場合）



立地適正化計画策定スケジュール



・法令上、必要な手続⇒①公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置（パブコメ）
②都市計画審議会の意見聴衆

野田市立地適正化計画（案）に対する都市計画審議会委員の質問事項について

令和7年度第一回野田市都市計画審議会で頂いた意見と市の考え方は、次のとおりです。

意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	今後、市街化地域の編入又は用途地域の変更予定はあるか。 （木村委員）	今上木野崎線沿道部分は用途地域の変更を予定しています。その他市街化地域の編入や用途地域の変更の事案が発生した場合には、計画の見直しの際に、修正を行ってまいります。
2	誘導施設の選定する上で、地元事業者ヒアリングや確認は行っているか。 （木村委員）	事業者ヒアリングや確認は行っておりませんが、現状分析を基に、一定程度都市機能が集積している地域、都市機能を誘導していきたい地域、中心拠点や生活拠点などの地域の状況に応じて設定しております。今後、パブリック・コメント手続や公聴会で意見を伺ってまいります。
3	立地適正化計画に関連する国からの支援措置はどのようなものがあるか。 （濱田委員）	立地適正化計画において設定した誘導施設を都市機能誘導区域内で建設する場合は、都市構造再編集集中支援事業として行うことで、国から補助を受けることができるようになります。
4	浸水想定区域に指定されている閑宿地域等をコンパクトシティ化することへの対策はどのように考えているのか。 （濱田委員）	国の指針では、イエローゾーンである浸水想定区域は居住誘導区域に含まないとすべきとされていますが、閑宿地域を全て除くことは現実的に困難であることから、7章の防災指針において、マイタイムライン等のソフト面や、ハード面の整備などを記載し、対策を講じてまいります。
5	ハザードマップで危険とされているところに居住誘導区域を設定することはよいのか。 （寺部会長）	

No.	意見の概要	市の考え方
6	各課照会ではどのような意見が出たのか。 (栗原委員)	表現や施設数等の誤りのほかに、都市機能誘導区域について、「野田市駅の高架下の商業的土地利用を図るため区域を追加」、「七光台駅周辺エリアの幹線道路部分は住居がすでに張り付いていることから誘導区域から除外」などの意見があり、高架下については修正しましたが、幹線道路については、七光台駅周辺は都市機能が少ない区域であることから、都市機能の誘導を図るため除外しないこととしました。 子育て機能の「子育て支援施設」は、幼稚園、保育所、認定こども園と区別していましたが、「幼稚園からこども園へ、また、保育所からこども園へ移行している」との意見があり、修正しております。 「障害福祉機能」については、就労支援を目的とする施設（公共交通機関を使った通勤を促進するもの）を追加との意見があり、修正しております。
7	誘導施設の設定において、設定なし（－）としているところがあるが、補助金関係で問題はないのか。 (栗原委員)	都市構造再編集中支援事業の補助金を受けるには、誘導施設を設定しておく必要がありますが、現在は、都市機能誘導区域に誘導や維持を図る施設を設定しております。 今後、社会情勢の変化等により、設定の必要性が出た場合は、おおむね5年毎の見直しの際に修正したいと考えております。
8	教育施設である小・中学校が各エリアの地図に記載されていないのはなぜか。 誘導施設に設定しているか、していないかにかかわらず、小・中学校の記載はした方が良く考える。 (吉岡委員)	野田市の小・中学校は市街化調整区域にあるものが多く、また、都市機能誘導区域外にも必要な施設であるため、誘導施設に設定しておりませんので第5章の図には記載しておりません。 ご指摘のとおり、防災上の拠点という面もあるので、5章の図に追加修正しております。
9	千葉北西連絡道路の建設による都市機能の変化を計画に反映させないのか。 (吉岡委員)	現在、概略設計の検討中でルートが定まっておりますので、計画の中に記載するのは難しいと考えています。今後、計画が進み、具体化してきた際は、修正したいと考えております。

No.	意見の概要	市の考え方
10	人口減少によるライフライン整備への対策はどう考えているか。 (吉岡委員)	今後、人口減少により、税収が減り、ライフライン整備が滞ることが考えられますので、国や地方公共団体、住民が一体となって、取り組まなければならない社会課題であると考えています。 そのため、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが必要だと考えています。
11	各エリアにどのくらいの人口を想定しているのか、想定しているなら教えていただきたい。 (吉岡委員)	第8章の計画の目標値に居住誘導区域内の人口の変化を設定することを検討しています。エリアごとの人口の変化を検証するのは難しいと考えておりますが、今後、人口減少が進む中で、設定した居住誘導区域全体で、人口を少しでも維持させていきたいと考えております。
12	立地適正化計画の主旨としては、居住誘導区域は狭める方が良く考える。 (寺部委員)	本市の市域面積の 23 パーセントが市街化区域であり、すでにコンパクトな街となっており、現時点では人口減少も緩やかであることから、縮小する必要はないと考えております。
13	道路網の現状分析のほかに、将来の道路として千葉北西連絡道路を記載するのはどうか。 (寺部委員)	今後、計画が具体化してきた際は、記載したいと考えております。

野田市立地適正化計画（素案）修正・変更箇所一覧

対象資料：野田市立地適正化計画（素案） 第6章まで

2025/7/8更新

No.	ページ	章	項 目	修正概要	修正の詳細
1	18	2章	③公共交通利用圏と人口分布	図のバス路線を更新	「 ■ 公共交通利用圏と人口分布図」のバス路線を、まめバスルートの廃止・新設を踏まえて更新しました。
2	21	2章	③介護・障害福祉施設	図に障害福祉施設を追加	「 ■ 介護・障害福祉施設位置図」に障害福祉施設を追加するとともに、タイトル及び説明部を更新しました。
3	27	2章	⑨避難施設	図の施設番号を削除	「 ■ 避難施設位置図」の施設番号について、計画書では施策番号は不要であるため、削除しました。施設一覧と施設番号を入れた図は、報告書に取りまとめています。
4	33	2章	（8）災害リスク	説明文を修正	最後の行の「…災害リスクの高いゾーンの抽出を行います。」を「…災害リスクの高いゾーンの抽出及び課題の整理を行います。」に修正しました。
5	34	2章	（8）災害リスク	図を一部修正・更新	「 ■ 重ね合わせイメージと分析の視点」の図について、分かりやすいように項目番号を追加し、「特に災害リスクの高いエリア、各災害リスクの重ね合わせ」を「災害リスクの高いゾーン（各高災害リスクエリアの重ね合わせ）」に修正しました。
6	36	2章	①洪水浸水想定区域（想定最大規模）と都市情報の重ね合わせ	図の都市機能施設を更新	「 ■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）と都市機能施設」の図に障害福祉施設を追加し、凡例の「介護福祉施設」を「介護・障害福祉施設」に変更しました。
7	39	2章	②内水浸水想定区域（案）（想定最大規模降雨）と都市情報の重ね合わせ	図の都市機能施設を更新	「 ■ 内水浸水想定区域（案）（想定最大規模降雨）と都市機能施設」の図に障害福祉施設を追加し、凡例の「介護福祉施設」を「介護・障害福祉施設」に変更しました。
8	41	2章	③土砂災害（特別）警戒区域と都市情報の重ね合わせ	図に大規模盛土造成地を追加、注釈の追加	「 ■ 土砂災害（特別）警戒区域と避難施設」の図に参考として大規模盛土造成地を追加しました。また、大規模盛土造成地を参考として追加した旨を注釈で追記しました。
9	42	2章	③土砂災害（特別）警戒区域と都市情報の重ね合わせ	図に大規模盛土造成地を追加、都市機能施設を更新	「 ■ 土砂災害（特別）警戒区域と都市機能施設」の図に参考として大規模盛土造成地を追加しました。また、障害福祉施設を追加し、凡例の「介護福祉施設」を「介護・障害福祉施設」に変更しました。
10	43	2章	③土砂災害（特別）警戒区域と都市情報の重ね合わせ	図に大規模盛土造成地を追加	「 ■ 土砂災害警戒区域と人口分布」の図に参考として大規模盛土造成地を追加しました。
11	44	2章	④災害リスクの高いゾーン	説明文を修正	説明文の1段落目の「災害時に特に危険性の高いエリアを把握するため、」以降の文章を追加しました。
12	45	2章	④災害リスクの高いゾーン	説明文を修正、ゾーンの名称を変更	前段の説明文の修正等を踏まえて、説明文を全面的に修正しました。ゾーン名を変更しました。 ・「3.市街地ゾーン」⇒「3.市街地ゾーン（北部）」「4.市街地ゾーン（中央）」 ・「5.みずきゾーン」⇒「6.市街地ゾーン（南部）」
13	46	2章	④災害リスクの高いゾーン	図のタイトルを変更、ゾーンの名称を変更	前段の説明文の修正等を踏まえて、「 ■ 高災害リスクエリア」を「 ■ 災害リスクの高いゾーン（高災害リスクエリアの重ね合わせ）」に変更しました。また、ゾーン名を変更しました。
14	47	2章	2－2 野田市の課題（1）人口等	●通勤・通学 の概要及び課題を修正	「 ● 通勤・通学」の概要の「市内に常住する市外への通勤・通学者数が、市外に常住する市内への通勤・通学者数を上回り、市外への流出超過…」を「市内への通勤・通学者より市外への通勤・通学者が多く、市外への流出超過…」に修正しました。 また、課題の2つ目「働く場所や東京都心部などへの通勤・通学に便利な住宅の確保など…」を「東京都心部などへの通勤・通学に便利な住宅の確保など…」に修正し、課題3つ目に「市内に働く場所や住む場所、子育て支援施設等が確保された拠点の形成を図り、職住近接及び育住近接に対応したまちづくりを進める必要があります。」を追加しました。
15	71～84	5章	（2）都市機能誘導区域の設定	①～⑭のエリアの順番を変更、小中学校を追加、運動・スポーツ施設を更新	①～⑭のエリアを、中心拠点、地域拠点、生活拠点の順で、それぞれ北側のエリアから順に並び替えました。 また、各エリア図の小中学校を追加、運動・スポーツ施設を更新しました。
16	88	5章	（2）誘導施設の設定	①～⑭のエリアの順番を変更	P.71～84のエリア図の順番の変更と同様に、表のエリアの順を並べ替えました。
17	90	6章	6－1 誘導施策	凡例を修正	凡例の記載や表現を全面的に修正しました。
18	91	6章	6－1 誘導施策	既存計画の施策を追加	野田市都市計画マスタープランの施策である「 ◆ 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備〔3-9(1)〕」「 ◆ 新たな観光資源の創出とネットワーク化〔3-9(3)〕」を追加しました。
19	92	6章	6－1 誘導施策	防災に関する施策一覧を第7章防災指針に移動	防災の誘導方針4に関する施策は、第7章のP.114～115に移動しました。
20	93～103	6章	6－2 誘導施策の取組内容	各施策ごとの説明文を追加	P.90～92で整理した施策について、それぞれ説明文を追加しました。

報告第 2 号

野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について（報告）

野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更理由書

関宿クリーンセンターは、平成元年８月に当初都市計画決定をして以来、稼働を続けてきたが、平成２６年３月に稼働停止しており、令和４年３月に建物の除却が完了した。必要とされていた処理能力分の処理について、市外の民間の一般廃棄物処理施設に委託することで完結されるため、当該都市計画施設を廃止する。

野田都市計画ごみ焼却場
野田市関宿クリーンセンター

[illegible]

都 市 計 画 道 路				
番号	名 称	延長	幅員	備 考
3-4-1	野田 柏 通	約14,700m	4線 21m	東西線野田駅と立花交差点付近に南北交差2箇所 野田駅と立花交差点 立花交差点
3-4-2	山崎 吉 春 通	約10,850m	2線 18m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-4-3	中野 山崎 通	約1,540m	2線 18m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-4-4	堀 台 研 究 通	約2,050m	2線 18m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-4-5	清水 公 園 駅 前 通	約1,350m	2線 18m	特設道路と平交差交差3箇所
	清水公園駅前西口駅前広場	約3,100m		
3-4-6	堀 谷 駅 前 通	約 850m	2線 18m	特設道路と平交差交差2箇所
	堀谷駅前西口駅前広場	約2,600m		
3-4-8	野田市制市旗通	約2,190m	2線 18m	特設道路と平交差交差4箇所
3-4-9	野田市制中野田通	約 890m	2線 16m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-4-10	清水 上 花 井 通	約3,500m	2線 18m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-4-11	中野 台 山崎 通	約2,370m	2線 16m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-4-12	野田 山崎 通	約4,930m	2線 16m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-4-13	堀 谷 南 崎 通	約4,680m	2線 18m	特設道路と平交差交差2箇所
3-4-14	川 野 南 崎 通	約1,130m	2線 15m	特設道路と平交差交差1箇所
	川野駅前西口駅前広場	約2,200m		
3-4-15	北 光 台 駅前 通	約1,150m	2線 18m	特設道路と平交差交差2箇所
3-4-16	厚 崎 中 丘 通	約1,800m	2線 18m	特設道路と平交差交差1箇所
	厚崎中丘駅前広場	約4,950m		
3-5-17	野田市制東厚崎通	約 780m	2線 12m	特設道路と平交差交差2箇所
3-5-18	中野 台 山崎 通	約3,880m	2線 18m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-5-19	堀 谷 東 厚 崎 通	約1,050m	2線 20m	特設道路と平交差交差1箇所
	堀谷駅東口駅前広場	約3,400m		
3-5-20	牛 土 山 崎 通	約4,150m	2線 18m	東武東上線野田駅と立花交差点 特設道路と平交差交差2箇所
3-5-21	山 崎 登 壇 通	約1,900m	2線 12m	特設道路と平交差交差3箇所
3-5-22	山 崎 長 壇 通	約1,150m	2線 16m	特設道路と平交差交差1箇所
3-5-23	津 波 登 壇 通	約1,900m	2線 18m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-5-24	七 光 台 西 野 田 通	約1,150m	2線 18m	特設道路と平交差交差1箇所
	七光台駅前西口駅前広場	約4,000m		
3-5-25	清水 五 井 通	約1,300m	2線 17m	東武東上線野田駅と立花交差点 野田駅と立花交差点
3-5-26	清水公園駅前駅前通	約 400m	2線 18m	特設道路と平交差交差1箇所
	清水公園駅前西口駅前広場	約3,000m		
3-6-27	登 呂 東 厚 崎 通	約 90m	2線 20m	特設道路と平交差交差1箇所
	登呂駅東口駅前広場	約3,500m		
3-6-28	登 呂 西 厚 崎 通	約 210m	2線 20m	特設道路と平交差交差1箇所
	登呂西厚崎駅前広場	約3,100m		
3-6-29	野田 市 旗 中 野 田 通	約 290m	2線 20m	特設道路と平交差交差2箇所
	野田市旗駅前広場	約2,000m		
3-6-30	東 芝 池 花 町 通	約2,950m	2線 16m	特設道路と平交差交差1箇所 特設道路と平交差交差2箇所
3-6-31	次 木 吉 布 内 通	約1,270m	2線 16m	特設道路と平交差交差1箇所
交 通 通 算 延 長 約3,700m				
3-6-32	親 野 井 引 堀 通	約2,240m	2線 16m	特設道路と平交差交差3箇所
3-6-33	東 芝 池 花 町 通	約 650m	2線 16m	特設道路と平交差交差2箇所
3-6-34	池 元 元 通	約2,165m	2線 16m	特設道路と平交差交差2箇所



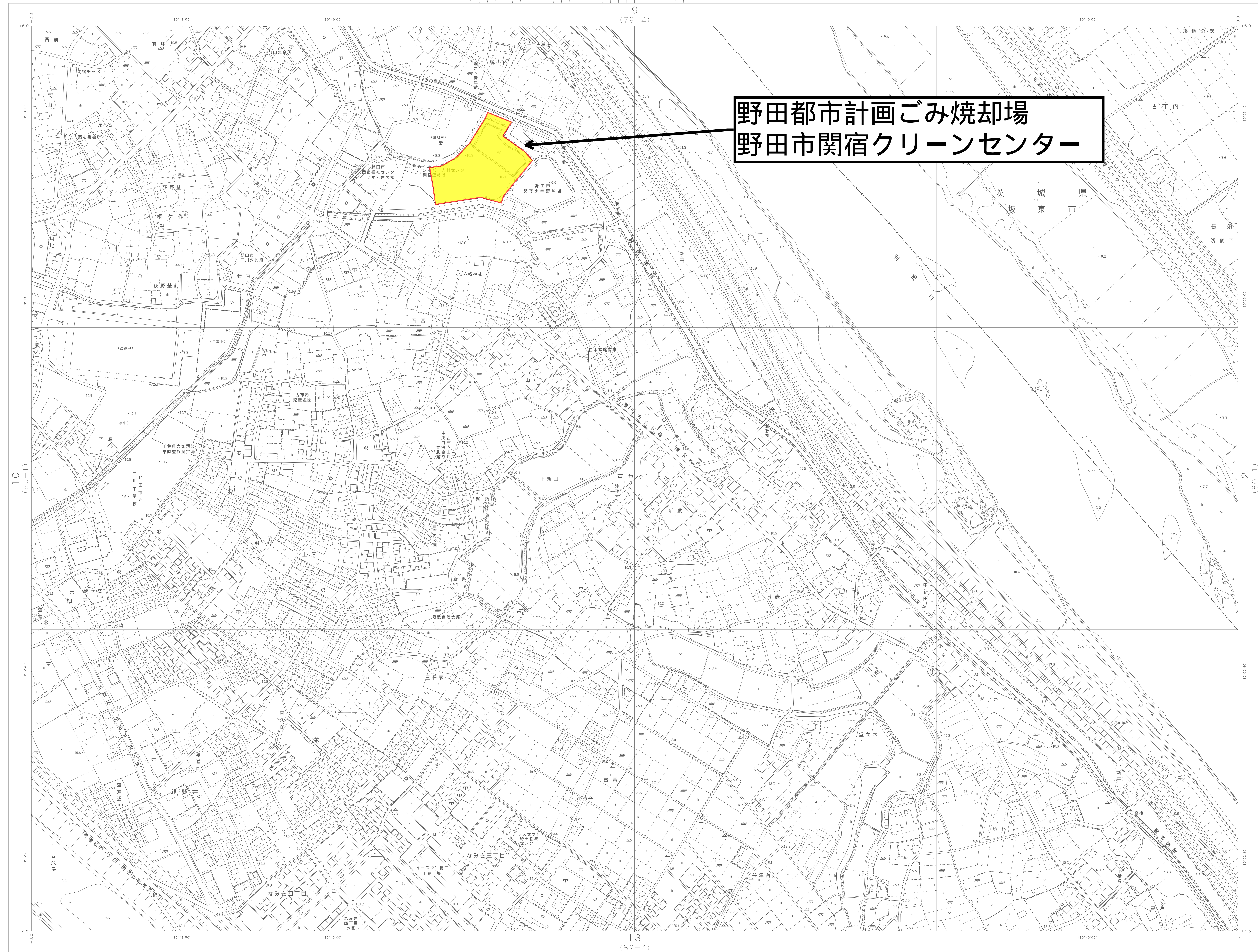
注 意

1. この図面は、変更することがありますので、使用に当たっては注意をお願いします。
2. 許可なく複製することを禁じます。
3. この図面には、生支那緑地地区の都市計画決定の表示があり、また社団のご注意下さい。
4. この図面は、参考図であるため、詳細については、野田市都市計画課都市計画課に備え付けの図面を参照下さい。

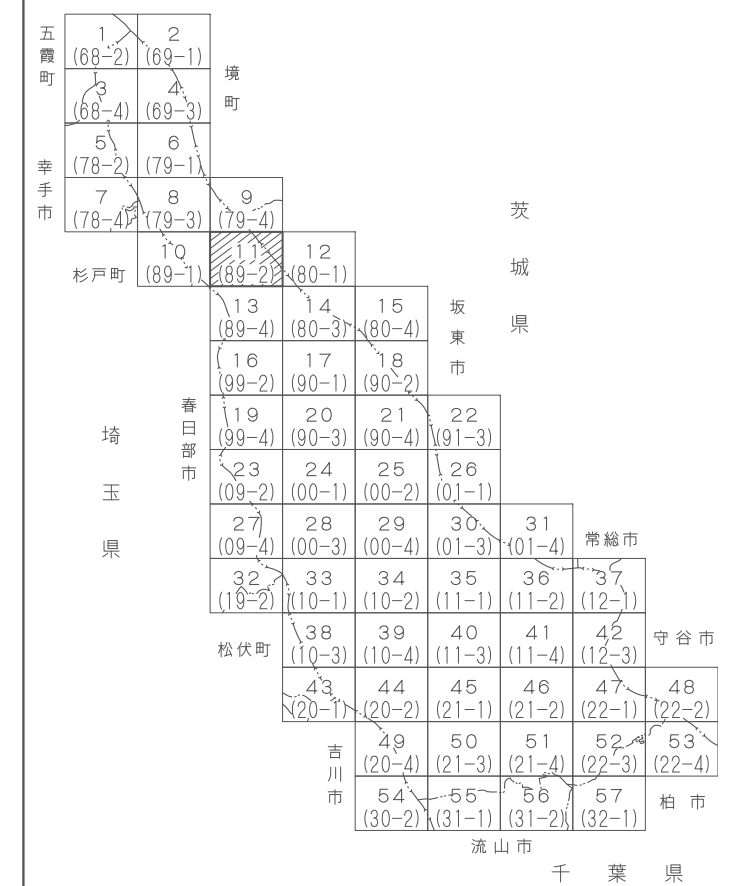
計画図

1 : 2,500

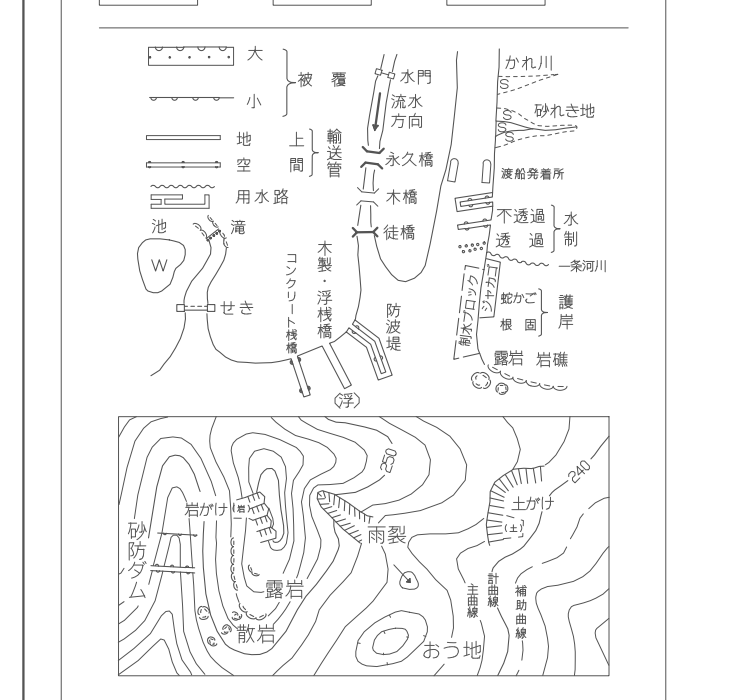
IX-JD 89-2



11 (IX-JD 89-2)



記 号			
	普通 鉄道	△ 27.2	三 角 点
	駅 又は 建物	■ 18.04	水 準 点
		● 42.3	可 及 性 点
	普通 鉄道 組合	◇ 25.6	可 及 性 点
	駅 又は 建物	■ 25.73	可 及 性 点
		▲ 25.6	可 及 性 点
	駅 又は 建物	◇ 25.73	可 及 性 点
	門 柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱
	柱	■	門 柱
	柱	▲	門 柱
	柱	◇	門 柱
	柱	○	門 柱



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX座標系
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
方向は0.5キロメートル間隔
図面に表示してある経緯度目盛りは10秒間隔
経度の基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

IX-JD 89-2

11 / 57

凡 例

既決定区域

廢止区域

(案)

野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（野田市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中野田市関宿クリーンセンターを廃止する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	野田市清掃工場	野田市瀬戸上灰毛 字笹久保、三ツ堀 字笹久保、笹久保 下及び笹久保前の 各一部の区域	約 3600 m ²	准連続燃焼式 50t/h

「区域は計画図表示のとおり」

理由

関宿クリーンセンターは平成26年3月に稼働停止しており、令和4年3月に建物の除却が完了した。必要とされていた処理能力分の処理については、市外の民間の一般廃棄物処理施設に委託することで完結されるため、当該都市計画施設を廃止する。

新旧対照表

新（野田都市計画ごみ焼却場）

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	野田市清掃工場	野田市瀬戸上灰毛 字笹久保、三ツ堀 字笹久保、笹久保 下及び笹久保前の 各一部の区域	約 37,600 m ²	准連続燃焼式 150t/16h

旧（野田都市計画ごみ焼却場）

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	野田市清掃工場	野田市瀬戸上灰毛 字笹久保、三ツ堀 字笹久保、笹久保 下及び笹久保前の 各一部の区域	約 37,600 m ²	准連続燃焼式 150t/16h
2	野田市関宿 クリーンセンター	野田市古布内字郷 の一部の区域	約 15,700 m ²	准連続燃焼式焼却炉 40t/16h 粗大ごみ処理施設 14t/5h

新旧対照表

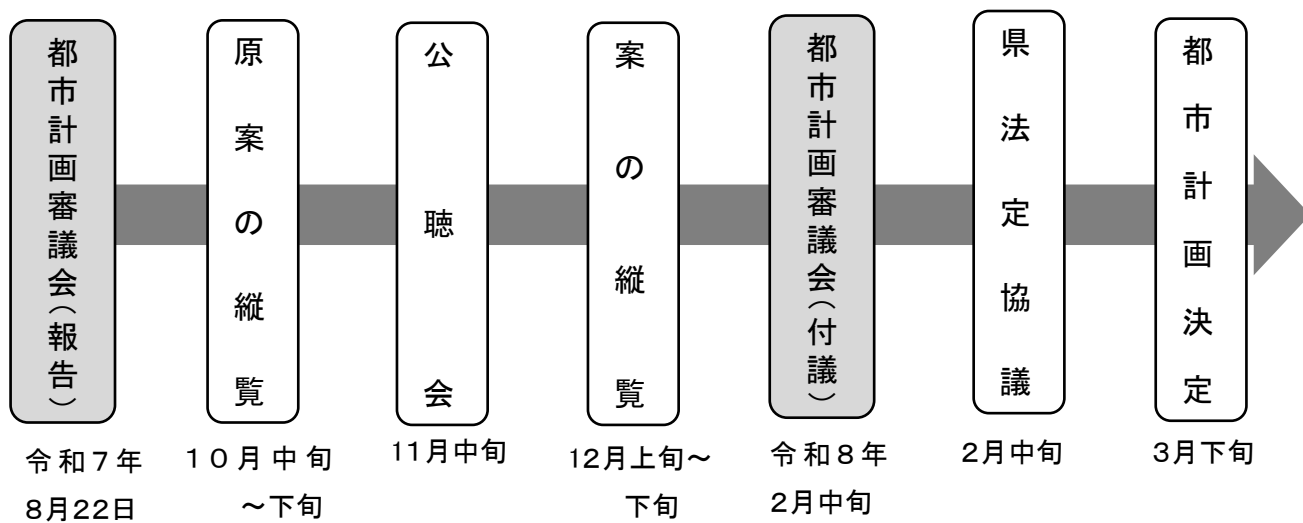
新（野田都市計画ごみ焼却場）

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	野田市清掃工場	野田市瀬戸上灰毛 字笹久保、三ツ堀 字笹久保、笹久保 下及び笹久保前の 各一部の区域	約 37,600 m ²	准連続燃焼式 150t/16h

旧（野田都市計画ごみ焼却場）

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	野田市清掃工場	野田市瀬戸上灰毛 字笹久保、三ツ堀 字笹久保、笹久保 下及び笹久保前の 各一部の区域	約 37,600 m ²	准連続燃焼式 150t/16h
2	野田市関宿 クリーンセンター	野田市古布内字郷 の一部の区域	約 15,700 m ²	准連続燃焼式焼却炉 40t/16h 粗大ごみ処理施設 14t/5h

都市計画変更スケジュール



報告第 3 号

野田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の変更について（報告）

都市計画区域マスタープランについて

◎都市計画法第6条の2に基づき、県が定めるもの

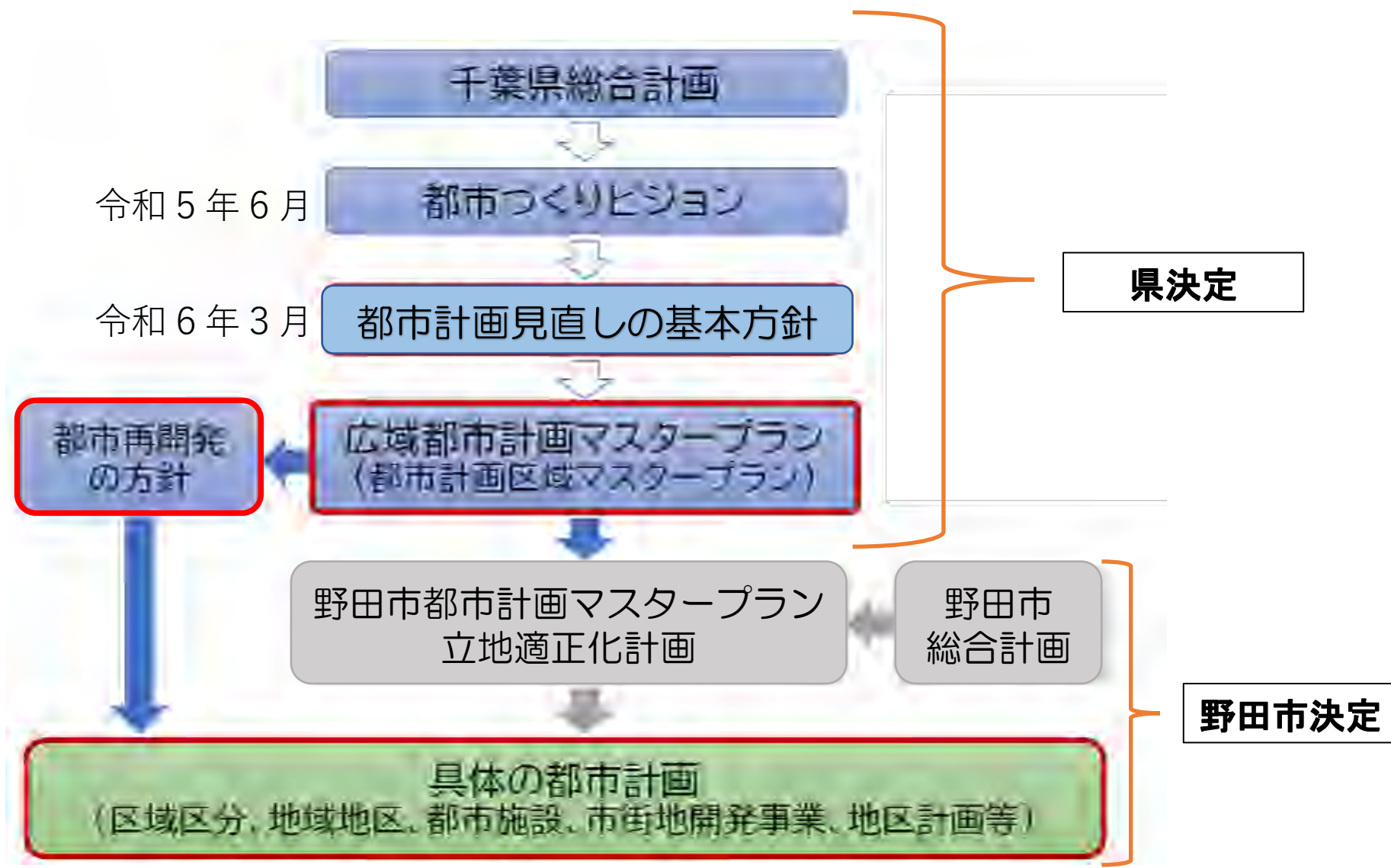
【都市計画法抜粋】

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

- ・主に、「区域区分の決定の有無及び当該区分を定めるときはその方針」、「都市計画の目標」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を概ね20年後の都市の姿を見通して10年後を目標年次として定める。
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、「都市計画区域マスタープラン」として取り扱うもの
- ・都市計画区域ごとに作成するもの

都市計画区域マスタープラン等の位置づけについて

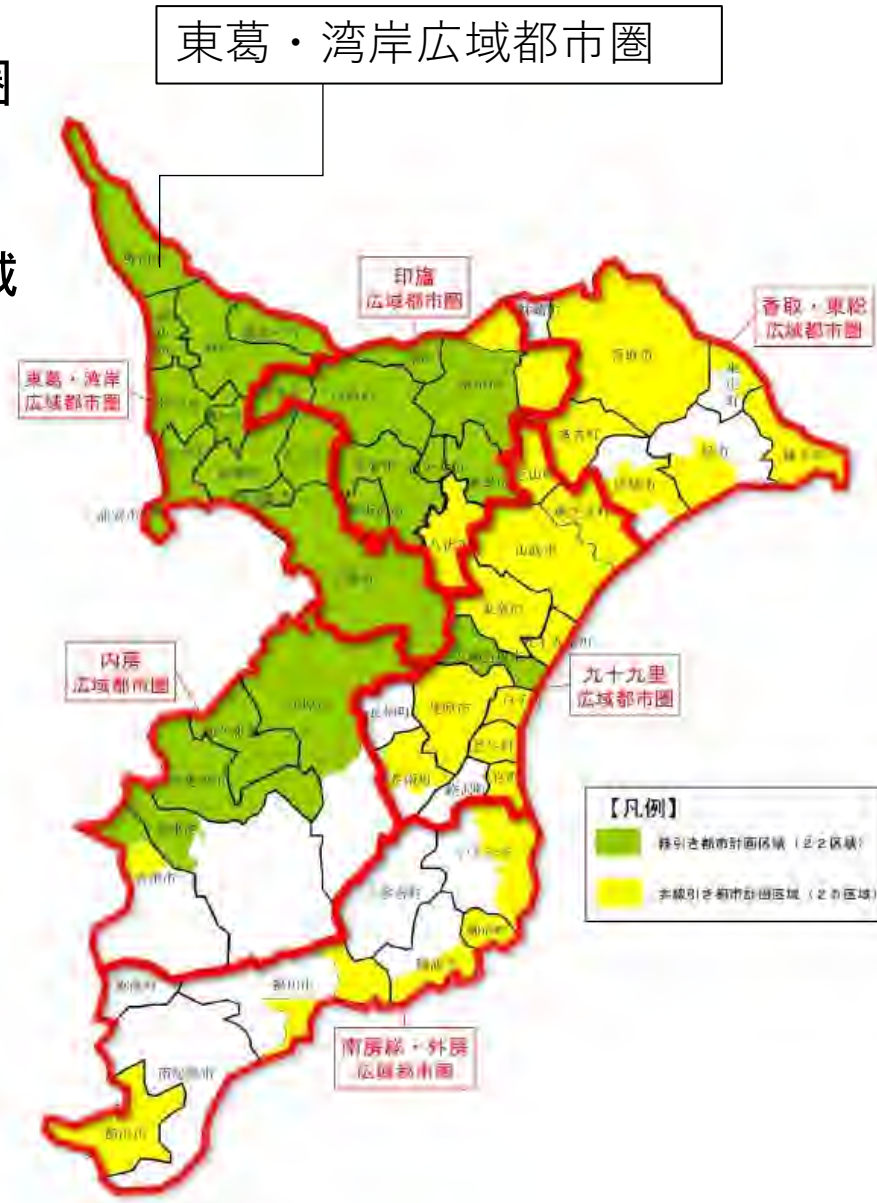


広域都市計画マスタープランについて

◎広域幹線道路の整備進展や生活・経済圏の拡大、自然災害の激甚化・頻発化などの状況の変化に対応していくため、都市計画区域(主に市町村の行政区域)を超えた広域的な枠組み(圏域)による都市計画を推進していくことが必要となっている。



県全域を6つの圏域に区分し、広域的な観点から都市づくりの方向性や方針を示すとともに、道路ネットワークや都市機能の集積を図る拠点等を明らかにした「広域都市計画マスタープラン」を策定する。



新	旧
野 田 都 市 計 画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 <u>令和 年 月 日</u> 千 葉 県	野 田 都 市 計 画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 <u>平成 2 8 年 3 月 4 日</u> 千 葉 県

新	旧
野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。	野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

新	旧
目 次	目 次
1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	①千葉県の基本理念
	②本区域の基本理念
2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・ 5	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・ 5
1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	2) 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
①おおむねの人口・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	① おおむねの人口
②産業の規模・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	② 産業の規模
③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係・・・・・・ 7	③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係
3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
① <u>人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針</u> ・・・・・・・・ 8	① <u>集約型都市構造に関する方針</u>
② <u>社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針</u> ・ 8	② <u>広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針</u>
③ <u>激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	③ <u>都市の防災及び減災に関する方針</u>
④ <u>自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針</u> ・・・・・・・・・・・・ 9	④ <u>低炭素型都市づくりに関する方針</u>
2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 9	2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 9
① 主要用途の配置の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	① 主要用途の配置の方針
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針・・・・・・・・ 10	② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
	③ 市街地における住宅建設の方針
③ 市街地の土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 12	④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
④ <u>その他の土地利用の方針</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針
3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 15	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 15
① 交通施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 15	① 交通施設の都市計画の決定の方針
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 20	② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 23	③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

新	旧
4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針…………… 23 ① 主要な市街地開発事業の決定の方針…………… 23 ② 市街地整備の目標…………… 24 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針…………… 25 ① 基本方針…………… 25 ② 主要な緑地の配置の方針…………… 26 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針…………… 27 ④ 主要な緑地の確保目標…………… 28	4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針…………… 23 ① 主要な市街地開発事業の決定の方針 ② 市街地整備の目標 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針…………… 25 ① 基本方針 ② 主要な緑地の配置の方針 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 ④ 主要な緑地の確保目標

新	旧
1. 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念	1. 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念 <u>①千葉県の基本理念</u> <u>本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等、都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。</u> <u>このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。</u> <u>「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」</u> <u>低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。</u> <u>「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」</u> <u>広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。</u> <u>「人々が安心して住み、災害に強い街」</u> <u>延焼火災を防ぎ緊急輸送路ともなる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園等のオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。</u> <u>「豊かな自然を継承し、持続可能な街」</u> <u>身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。</u>

新	旧
本区域は千葉県の北西部に位置し、江戸川、利根川及び利根運河に囲まれている。その恵まれた水運を生かし、古くから醤油醸造の地として発展してきた。また、関宿城址等の歴史的意義の高い遺産が多く残されている。 本区域は都心から30km圏にありながら、河川に囲まれた地理的条件により周辺都市と比較して都市化の波は緩やかであったが、経済の高度成長下においては住宅需要の高まりを背景に積極的に市街化が図られ、住宅都市化が進展した。また、歴史的文化的遺産の継承と農業の育成を図りつつ、都市機能の充実や生活環境の整備に努めてきた。 現在、<u>住民</u>を取り巻く社会や環境は、地球温暖化等の深刻化する環境問題、<u>少子高齢化の進行、自然災害の頻発・激甚化、地域コミュニティの希薄化、価値観の多様化、産業構造や雇用形態の変化等</u>、多くの課題を抱えている。 このような状況の中で将来の都市像を考えていく上では、<u>多様な都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを目指し、利便性、住みやすさ及び生活環境の一層の向上を図り、持続可能なまちの活力の創出と魅力あるまちづくりの実現に向けて、住民や企業などの多様な主体の協働によるまちづくりが重要となる。</u> このような状況を踏まえ、本区域の持続的な発展を実現していくため、「～人のつながりがまちを変える～みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」の実現を将来都市像とし、この実現に向けて取り組むべき都市づくりの基本目標を次のように定める。 a 自然環境と調和するうるおいのある都市 b 生き生きと健やかに暮らせる都市 c 豊かな心と個性を育む都市 d 安全で利便性の高い快適な都市 e <u>住民</u>がふれあい協働する都市 f 活力とにぎわいに満ちた都市	②本区域の基本理念 本区域は千葉県の北西部に位置し、江戸川、利根川及び利根運河に囲まれている。その恵まれた水運を生かし、古くから醤油醸造の地として発展してきた。また、関宿城址等の歴史的意義の高い遺産が多く残されている。 本区域は都心から30km圏にありながら、河川に囲まれた地理的条件により周辺都市と比較して都市化の波は緩やかであったが、経済の高度成長下においては住宅需要の高まりを背景に積極的に市街化が図られ、住宅都市化が進展した。また、歴史的文化的遺産の継承と農業の育成を図りつつ、都市機能の充実や生活環境の整備に努めてきた。 現在、市民を取り巻く社会や環境は、地球温暖化等の深刻化する環境問題、<u>人口減少や超高齢社会の到来、地域コミュニティの希薄化、産業構造や雇用形態の変化等</u>、多くの課題を抱えている。 このような状況の中で将来の都市像を考えていく上では、<u>長期持続的成長可能なまちの活力の創出と、魅力あるまちづくりの実現に向けての住民自らの努力が重要となる。</u> このような状況を踏まえ、本区域の持続的な発展を実現していくため、「～人のつながりがまちを変える～みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」の実現を将来都市像とし、この実現に向けて取り組むべき都市づくりの基本目標を次のように定める。 a 自然環境と調和するうるおいのある都市 b 生き生きと健やかに暮らせる都市 c 豊かな心と個性を育む都市 d 安全で利便性の高い快適な都市 e <u>市民</u>がふれあい協働する都市 f 活力とにぎわいに満ちた都市

新	旧
2) 地域毎の市街地像 本区域を住民の生活圏や歴史的なつながり等を踏まえて9地区に区分し、各地区の特性に応じた市街地像を次のとおりとする。 ○中央地区 本地区については、野田市駅周辺、愛宕駅周辺及び中野台地区に本区域の中心部にふさわしい商業業務機能と都市基盤施設の備わった、<u>にぎわい</u>と活力に満ちた商業業務地の形成を図るとともに、清水公園駅周辺に地区住民の日常購買需要を満たす商業地の形成を図り、計画的に整備された清水公園駅の東側については、周辺の自然的環境と調和した緑豊かで落ち着いた住宅地として維持増進に努める。また、地区内に多く残る歴史文化資源や自然資源を生かして、これらとふれあえる魅力的な都市空間の形成を図る。 ○東部地区 本地区については、豊かな田園、樹林地等の緑地空間や利根川等の水辺空間を身近に感じられる、自然と共生した都市空間の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境の創出に努める。 ○南部地区 本地区については、梅郷駅周辺に本区域南部の拠点地区としてふさわしい都市機能を有する、発展性をもった活気あふれる商業地の形成を図る。また、梅郷駅を中心に広がる住宅市街地については、緑豊かな街並み景観を有する、ゆとりと魅力ある質の高い住宅市街地の形成を図る。 ○北部地区 本地区については、川間駅南口周辺に都市機能を有する、落ち着いたある街並みと調和した商業地の形成を図るとともに、七光台駅西口周辺に、地区住民の日常購買需要を満たす商業地の形成を図る。また、計画的に整備された川間駅南地区等については、落ち着いたある住宅地として維持、増進に努める。七光台駅西地区については、周辺の自然的環境と調和した緑豊かで落ち着いたある住宅市街地の形成を図る。 <u>七光台駅東側では、周辺地域を含め市街地環境や交通等を勘案しながら、駅周辺である立地を生かした適切な土地利用を図る。</u>	2) 地域毎の市街地像 本区域を住民の生活圏や歴史的なつながり等を踏まえて9地区に区分し、各地区の特性に応じた市街地像を次のとおりとする。 ○中央地区 本地区については、野田市駅周辺、愛宕駅周辺及び中野台地区に本区域の中心部にふさわしい商業業務機能と都市基盤施設の備わった、<u>賑わい</u>と活力に満ちた商業業務地の形成を図るとともに、清水公園駅周辺に地区住民の日常購買需要を満たす商業地の形成を図り、計画的に整備された清水公園駅の東側については、周辺の自然環境と調和した緑豊かで落ち着いたある住宅地として維持増進に努める。また、地区内に多く残る歴史文化資源や自然資源を生かして、これらとふれあえる魅力的な都市空間の形成を図る。 ○東部地区 本地区については、豊かな田園、樹林地等の緑地空間や利根川等の水辺空間を身近に感じられる、自然と共生した都市空間の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境の創出に努める。 ○南部地区 本地区については、梅郷駅周辺に本区域南部の拠点地区としてふさわしい都市機能を有する、発展性をもった活気あふれる商業地の形成を図る。また、梅郷駅を中心に広がる住宅市街地については、緑豊かな街並み景観を有する、ゆとりと魅力ある質の高い住宅市街地の形成を図る。 ○北部地区 本地区については、川間駅南口周辺に都市機能を有する、落ち着いたある街並みと調和した商業地の形成を図るとともに、七光台駅西口周辺に、地区住民の日常購買需要を満たす商業地の形成を図る。また、計画的に整備された川間駅南地区等については、落ち着いたある住宅地として維持、増進に努める。七光台駅西地区については、周辺の自然環境と調和した緑豊かで落ち着いたある住宅市街地の形成を図る。

新	旧
○川間地区 本地区については、川間駅北口周辺に利便性の高い生活拠点となる商業地の形成を図る。また、豊かな田園環境や、利根川、江戸川、五駄沼等の優れた水辺環境と調和のとれた市街地の形成を図る。 ○福田地区 本地区については、野田市スポーツ公園の整備、充実に努めるとともに、利根川、利根運河等の水と緑の豊かな自然的環境と共生した都市空間の形成を図る。また、計画的に整備された梅郷団地地区については、周辺環境と調和した良好な住宅地として維持、増進に努める。 ○関宿北部地区 本地区については、城下町として発展してきた地域で、城址や史跡等の歴史的遺産が数多く存在し、これらを生かした歴史的、文化的なうおいを有した市街地としての発展に努める。また、台町東地区については、幹線道路沿道に地区住民の日常購買需要を満たす商業地、<u>首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）五霞インターチェンジ・境古河インターチェンジへのアクセス性を生かした工業地の形成を図る。</u> <u>さらに、主要地方道結城野田線沿線についても、圏央道五霞インターチェンジ・境古河インターチェンジへのアクセス性を生かし、関宿中部地区の既存工業団地と連携した工業地の形成を図る。</u> ○関宿中部地区 本地区については、関宿地区の中心として商業業務地の形成を図る。また、<u>なみき地区</u>については、関宿中央バスターミナルを交通拠点として、落ち着いたある街並みと調和した住宅市街地の形成を図る。 ○関宿南部地区 本地区については、豊かな農地に恵まれているが、既存集落周辺にスプロール化が進み、人口が増加した地域であることから、今後も優良な農地を保全しつつ、既存集落との調整を図り、都市機能の向上を図る。	○川間地区 本地区については、川間駅北口周辺に利便性の高い生活拠点となる商業地の形成を図る。また、豊かな田園環境や、利根川、江戸川、五駄沼等のすぐれた水辺環境と調和のとれた市街地の形成を図る。 ○福田地区 本地区については、野田市スポーツ公園の整備、充実に努めるとともに、利根川、利根運河等の水と緑の豊かな自然環境と共生した都市空間の形成を図る。また、計画的に整備された梅郷団地地区については、周辺環境と調和した良好な住宅地として維持、増進に努める。 ○関宿北部地区 本地区については、城下町として発展してきた地域で、城址や史跡等の歴史的遺産が数多く存在し、これらを生かした歴史的、文化的なうおいを有した市街地としての発展に努める。また、台町東地区については、幹線道路沿道に地区住民の日常購買需要を満たす商業地、<u>圏央道五霞インターチェンジ・境古河インターチェンジへのアクセス性を生かした工業地の形成を図る。</u> ○関宿中部地区 本地区については、関宿地区の中心として商業業務地の形成を図る。また、<u>次木親野井地区</u>については、関宿中央バスターミナルを交通拠点として、落ち着いたある街並みと調和した住宅市街地の形成を図る。 ○関宿南部地区 本地区については、豊かな農地に恵まれているが、既存集落周辺にスプロール化が進み、人口が増加した地域で、今後も優良な農地を保全しつつ、既存集落との調整を図り都市機能の向上を図る。

新	旧
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。 首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置する本区域は、区域区分を定めることが法的に義務づけられており、昭和44年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然的環境との調和と保全を図るため、昭和45年に野田都市計画、昭和60年に関宿都市計画が区域区分を定め、平成19年に野田都市計画と関宿都市計画を統合した。この結果、その後の計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。 本区域は、東京に比較的近距离に位置しながらも、河川に囲まれた地理的条件にはばまれ、都市化の進展は緩やかであった。しかしながら、昭和40年代に入り、国道16号が開通したことなどから、沿道地域の開発が活発化し、経済の高度成長下においては住宅需要の高まりを背景に、東武鉄道野田線（以下「東武野田線」という。）の各駅を中心に自然発生的な市街地が形成されてきた。 本区域の人口は、近年、減少傾向に転じつつあるが、世帯数の増加傾向は続いており、また、少子高齢化等に対応するため、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど集約型都市構造への再構築が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。 首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置する本区域は、区域区分を定めることが法的に義務づけられており、昭和44年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然環境との調和と保全を図るため、昭和45年に野田都市計画、昭和60年に関宿都市計画が区域区分を定め、平成19年に野田都市計画と関宿都市計画を統合した。この結果、その後の計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。 本区域は、東京に比較的近距离に位置しながらも、河川に囲まれた地理的条件にはばまれ、都市化の進展は緩やかであった。しかしながら、昭和40年代にはいり国道16号が開通したことなどから、沿道地域の開発が活発化し、経済の高度成長下においては住宅需要の高まりを背景に、東武鉄道野田線（以下、「東武野田線」という。）の各駅を中心に自然発生的な市街地が形成されてきた。 本区域の人口は、近年、減少傾向に転じつつあるが、世帯数の増加傾向は続いており、また、少子高齢化等に対応するため、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど集約型都市構造への再構築が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然環境への配慮も必要となっている。 このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。

新				旧			
2) 区域区分の方針				2) 区域区分の方針			
①おおむねの人口				①おおむねの人口			
本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。				本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。			
区分 \ 年次		令和2年	令和17年	区分 \ 年次		平成22年	平成37年
都市計画区域内人口		約 153 千人	おおむね 137 千人	都市計画区域内人口		約 156 千人	おおむね 151 千人
市街化区域内人口		約 120 千人	おおむね 113 千人	市街化区域内人口		約 117 千人	おおむね 113 千人
なお、令和17年においては、上表の外に千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で保留人口が想定されている。				なお、平成37年においては、上表の外に千葉県全体で保留人口が想定されている。			
②産業の規模				②産業の規模			
本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。				本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。			
区分 \ 年次		令和2年	令和17年	区分 \ 年次		平成22年	平成37年
生産規模	工業出荷額 (製造業+物流業)	約 4,857 億円	おおむね 5,969 億円	生産規模	工業出荷額	約 3,627 億円	おおむね 5,810 億円
	卸小売販売額	約 1,985 億円	おおむね 1,867 億円		卸小売販売額	約 2,034 億円	おおむね 2,780 億円
就業構造	第一次産業	約 1.2 千人 (1.8%)	おおむね 0.7 千人 (1.3%)	就業構造	第一次産業	約 1.5 千人 (2.1%)	おおむね 2.1 千人 (2.9%)
	第二次産業	約 17.5 千人 (25.7%)	おおむね 14.2 千人 (25.8%)		第二次産業	約 19.2 千人 (27.4%)	おおむね 22.5 千人 (31.2%)
	第三次産業	約 49.4 千人 (72.5%)	おおむね 40.2 千人 (73.0%)		第三次産業	約 49.4 千人 (70.5%)	おおむね 47.5 千人 (65.9%)
なお、令和17年においては、上表の外に千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で保留人口が想定されている。				なお、平成37年においては、上表の外に千葉県全体で保留人口が想定されている。			

新	旧								
③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係 本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、<u>令和17年</u>時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。 <table border="1"> <tr> <th>年次</th><th><u>令和17年</u></th></tr> <tr> <td>市街化区域面積</td><td>おおむね 2,395 ha</td></tr> </table> (注) 市街化区域面積は、<u>令和17年</u>時点における保留人口フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。	年次	<u>令和17年</u>	市街化区域面積	おおむね 2,395 ha	③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係 本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、<u>平成37年</u>時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。 <table border="1"> <tr> <th>年次</th><th><u>平成37年</u></th></tr> <tr> <td>市街化区域面積</td><td>おおむね 2,395 ha</td></tr> </table> (注) 市街化区域面積は、<u>平成37年</u>時点における保留人口フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。	年次	<u>平成37年</u>	市街化区域面積	おおむね 2,395 ha
年次	<u>令和17年</u>								
市街化区域面積	おおむね 2,395 ha								
年次	<u>平成37年</u>								
市街化区域面積	おおむね 2,395 ha								

新	旧
3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 都市づくりの基本方針 ①<u>人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針</u> 人口減少、少子高齢化の進展を踏まえ、若い世代や子育て世代の定住人口の増加により活力あるコミュニティを維持するため、既成市街地の整備改善を進めながら、川間駅、七光台駅、清水公園駅、愛宕駅、野田市駅、梅郷駅、関宿中央バスターミナル等を中心に、居住機能や医療・福祉施設や子育て支援施設、日常的な買物の利便性を高める商業施設等の都市機能の集積を促すことによって、コンパクトでまとまりのある市街地の形成を図る。 また、鉄道、バス等既存公共交通の利便性を高め、充実を図るとともに、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備促進等を図り、魅力ある生活環境を整備する。 周辺の市街地については住宅地の核となる生活拠点を適切に配置し、低密度で無秩序な拡散を抑制しながら、公共交通の利便性の向上により、駅周辺の市街地との連携強化を図る。 ②<u>社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針</u> 圏央道五霞インターチェンジ・境古河インターチェンジへのアクセス性を生かして本区域産業を増進するため、台町東地区や主要地方道結城野田線沿線、圏央道へのアクセス道路沿線等において工業・流通業務施設の計画的な誘導を図る。 ③<u>激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針</u> 既成市街地においては、密集市街地を中心として、地震発生時の延焼拡大や建物の倒壊を抑制するため、防火規定に基づく建築物の不燃化とともに、耐震化を促進する。さらに、都市火災発生時の延焼を抑制するため、道路や公共的な空間や樹林地、農地などのオープンスペースを確保し、災害時などにおける市街地の安全性の向上に努める。 また、都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図る。土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。	3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 都市づくりの基本方針 ①<u>集約型都市構造に関する方針</u> 人口減少、少子高齢化の進展を踏まえ、若い世代や子育て世代の定住人口の増加により活力あるコミュニティを維持するため、既成市街地の整備改善を進めながら、川間駅、七光台駅、清水公園駅、愛宕駅、野田市駅、梅郷駅、関宿中央バスターミナル等を中心に、居住機能や医療・福祉施設や子育て支援施設、日常的な買物の利便性を高める商業施設等の都市機能の集積を促すことによって、コンパクトでまとまりのある市街地の形成を図る。 また、鉄道、バス等既存公共交通の利便性を高め、充実を図るとともに、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備促進等を図り、魅力ある生活環境を整備する。 周辺の市街地については住宅地の核となる生活拠点を適切に配置し、低密度で無秩序な拡散を抑制しながら、公共交通の利便性の向上により、駅周辺の市街地との連携強化を図る。 ②<u>広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針</u> 圏央道五霞インターチェンジ・境古河インターチェンジへのアクセス性を生かして本区域産業を増進するため、台町東地区において工業・流通業務施設の計画的な誘導を図る。 ③<u>都市の防災及び減災に関する方針</u> 既成市街地においては、密集市街地を中心として、地震発生時の延焼拡大や建物の倒壊を抑制するため、<u>防火地域・準防火地域などの見直し</u>とこれらの防火規定に基づく建築物の不燃化とともに、耐震化を促進する。<u>また、都市火災発生時の延焼を抑制するため、道路や公共的な空間や樹林地、農地などのオープンスペースを確保し、災害時などにおける市街地の安全性の向上に努める。</u> また、都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図る。土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。

新	旧
④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針 集約型都市構造への転換や公共交通の充実により過度な自動車利用から鉄道・バス等への転換を促進するなど、エネルギーの効率的な利用を促進し、環境負荷の少ないまちづくりの実現を図る。 また、CO₂の吸収源となる樹林地などの自然的環境の保全・維持管理や市街地の緑化に努める。 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 a 業務地 本区域の核として、中心商業地とともに都市機能の充実を図るため、愛宕駅地区、野田市駅地区及び中野台地区に業務地を配置する。 b 商業地 ア. 中心商業地 愛宕駅周辺や野田市駅地区、中野台地区及びその周辺を中心商業地として位置付け、土地利用の再編及び高度利用への転換を図り、市街地環境及び商業環境の整備に努め商業機能の充実を図る。 イ. 一般商業地 中心商業地に連担し地区住民の日常購買需要を満たす地区中心的な商業地として、川間駅地区、七光台駅地区、清水公園駅地区、梅郷駅地区、土地区画整理事業で整備された座生地区、堤台地区、山崎地区、台町東地区及び<u>なみき地区</u>並びに東宝珠花地区に一般商業地を配置する。 c 工業地 野田市駅周辺地区等においては、本区域の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれており、駅周辺地区については、土地利用の再編及び高度利用への転換を図る。また、野田橋周辺地区については、住宅地との調和を図りながら工業地として配置する。 台町東地区においては、圏央道五霞インターチェンジ・境古河インターチェンジへのアクセス性を生かした工業地を配置する。	④低炭素型都市づくりに関する方針 集約型都市構造への転換や公共交通の充実により過度な自動車利用から鉄道・バス等への転換を促進するなど、エネルギーの効率的な利用を促進し、環境負荷の少ないまちづくりの実現を図る。 また、CO₂の吸収源となる樹林地などの自然環境の保全・維持管理や市街地の緑化に努める。 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 a 業務地 本区域の核として、中心商業地とともに都市機能の充実を図るため、愛宕駅地区、野田市駅地区及び中野台地区に業務地を配置する。 b 商業地 ア. 中心商業地 愛宕駅周辺や野田市駅地区、中野台地区及びその周辺を中心商業地として位置付け、土地利用の再編及び高度利用への転換を図り、市街地環境及び商業環境の整備に努め商業機能の充実を図る。 イ. 一般商業地 中心商業地に連担し地区住民の日常購買需要を満たす地区中心的な商業地として、川間駅地区、七光台駅地区、清水公園駅地区、梅郷駅地区、土地区画整理事業で整備された座生地区、堤台地区、山崎地区、台町東地区及び<u>次木親野井地区</u>並びに東宝珠花地区に一般商業地を配置する。 c 工業地 野田市駅周辺地区等においては、本区域の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれており、駅周辺地区については、土地利用の再編及び高度利用への転換を図る。また、野田橋周辺地区については、住宅地との調和を図りながら工業地として配置する。 台町東地区においては、圏央道五霞インターチェンジ・境古河インターチェンジへのアクセス性を生かした工業地を配置する。

新	旧
中里地区、船形地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区、古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置する。 d 住宅地 国道16号の西側で、東武野田線の各駅を中心に広がる既成の住宅地は、建物用途の純化を図るとともに居住環境の整備に努め、今後も住宅地として配置する。特に、計画的に開発整備された川間駅南地区、梅郷団地地区、西新田地区、清水公園駅東地区、七光台駅西地区、座生地区、堤台地区及びなみき地区等については、良好な居住環境の維持、増進を図る。 また、良好な宅地を供給するため、台町東地区を住宅地として配置する。 ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針 a 商業・業務地 本区域の中心核として育成を図る中心商業・業務地は他の地区と比較して高密度な土地利用を図る。 b 住宅地 ・高密度利用 東武野田線各駅に近接する交通至便な地区及び座生地区の各一部は中高層の住宅地を誘導する地区とし、他の地区に比較して高密度な土地利用を図る。 ・低密度利用 住宅地は、良好な居住環境の保全をすることとし、低層住宅地にふさわしい低密度な土地利用を図る。	中里地区、船形地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区、古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置する。 d 住宅地 国道16号の西側で、東武野田線の各駅を中心に広がる既成の住宅地は、建物用途の純化を図るとともに居住環境の整備に努め、今後も住宅地として配置する。特に、計画的に開発整備された川間駅南地区、梅郷団地地区、西新田地区、清水公園駅東地区、七光台駅西地区、座生地区及び堤台地区等については、良好な居住環境の維持、増進を図る。 また、良好な宅地を供給するため、<u>花井堤根、次木親野井地区及び台町東地区等</u>を住宅地として配置する。 ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針 a 商業・業務地 本区域の中心核として育成を図る中心商業・業務地は他の地区と比較して高密度な土地利用を図る。 b 住宅地 ・高密度利用 東武野田線各駅に近接する交通至便な地区及び座生地区の各一部は中高層の住宅地を誘導する地区とし、他の地区に比較して高密度な土地利用を図る。 ・低密度利用 住宅地は、良好な居住環境の保全をすることとし、低層住宅地にふさわしい低密度な土地利用を図る。

新	旧
	③市街地における住宅建設の方針 a 住宅建設の目標 <u>居住環境の向上を図り、質と環境の充足により、良好な居住環境の下に安定した生活を営むことができる住宅を確保できるよう努める。</u> <u>引き続き、千葉県住生活基本計画に定める誘導居住面積水準の達成世帯数の一層の向上を目指す。</u> <u>また、できるかぎり早期に、すべての世帯が千葉県住生活基本計画に定める最低居住面積水準を確保できるよう努める。</u> b 住宅建設のための施策の概要 <u>本区域においては、住宅建設の目標を達成しつつ、住宅建設の推進を図るため、次の施策を行うものとする。</u> <u>・住宅地の整備</u> <u>各地区で施行されている土地区画整理事業を推進することにより、新たな宅地の供給を促進する。また、市街化区域での民間宅地開発を適切に規制、誘導することにより良好な住宅地の形成に努める。</u> <u>・住宅の建設</u> <u>愛宕駅周辺の市街地整備事業に係る住宅地については、土地の高度利用を進め中層住宅へと建替えを図る。また、既成市街地内の老朽住宅にあつては、個別建替えを誘導し、都市基盤施設の整備と併せて居住水準の向上に努める。</u> <u>・良好な居住環境の創出</u> <u>計画的な住宅建設を居住環境整備の一環として位置づけ、その推進を図るとともに水準の低い居住環境を形成する恐れのある住宅建設については、その抑制に努める。さらに住宅建設及び宅地開発に関連し必要となる公共公益施設の整備を推進し、良好な居住環境の創出と併せて生活の利便を確保するものとする。</u>

新	旧
③市街地の土地利用の方針 ア. 土地の高度利用に関する方針 野田市駅周辺地区及び愛宕駅周辺地区や、中央部の既成市街地については、本区域の中心的な商業地区にふさわしい商業機能と都市基盤施設の備わった商業業務機能の集積を誘導するため、市街地開発事業による都市施設の整備を進めるとともに、土地の高度利用を促進し、商業環境の充実及び魅力ある都市空間の形成を図る。 また、梅郷駅周辺地区については、本区域南部の拠点地区として土地の高度利用を促進し、商業業務機能の集積を図る。 イ. 居住環境の改善又は維持に関する方針 計画的に開発整備された地区等については、良好な居住環境の維持、増進を図る。 防災、衛生、景観等において課題となる空家等については、<u>空家等対策の推進に関する特別措置法</u>に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。居住環境の悪化が見られる地区については、良好な居住環境を確保するため、土地地区画整理事業等の計画的な市街地整備に努めるとともに、地区計画制度等の積極的な活用を図る。 また、計画的な市街地整備を一体として進めることが困難な地区にあつては、骨格的な道路や公園などの整備を個別事業として進めるとともに、個別開発行為を規制、誘導し、良好な市街地の形成に努める。 ウ. 市街地内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 地域に残る貴重な緑を生かした自然景観の形成に向けて、中央の杜や野田市総合公園周辺の貴重な自然的環境を保全・整備をするとともに、市街地内に<u>点在する生産緑地地区、樹林地等</u>についても、<u>その保全・活用に努める</u>。 また、<u>野田市景観計画に基づき、市街地景観、自然景観及び歴史文化景観の各特性を生かし、住民、事業者との協働により、良好な景観形成に取り組み、風致の維持に努める。</u>	④特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 ア. 土地の高度利用に関する方針 野田市駅周辺地区及び愛宕駅周辺地区や、中央部の既成市街地については、本区域の中心的な商業地区にふさわしい商業機能と都市基盤施設の備わった商業業務機能の集積を誘導するため、市街地開発事業による都市施設の整備を進めるとともに、土地の高度利用を促進し、商業環境の充実及び魅力ある都市空間の形成を図る。 また、梅郷駅周辺地区については、本区域南部の拠点地区として土地の高度利用を促進し、商業業務機能の集積を図る。 ウ. 居住環境の改善又は維持に関する方針 計画的に開発整備された地区等については、良好な居住環境の維持、増進を図る。 防災、衛生、景観等において課題となる<u>空き家等</u>については、<u>空き家対策特別措置法</u>に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。居住環境の悪化が見られる地区については、良好な居住環境を確保するため、土地地区画整理事業等の計画的な市街地整備に努めるとともに、地区計画制度等の積極的な活用を図る。 また、計画的な市街地整備を一体として進めることが困難な地区にあつては、骨格的な道路や公園などの整備を個別事業として進めるとともに、個別開発行為を規制、誘導し、良好な市街地の形成に努める。 エ. 市街地内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 中央の杜や野田市総合公園周辺の貴重な自然環境を保全するとともに、市街地内に<u>生産緑地地区、樹林地等</u>についても保全に努める。

新	旧
<u>エ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</u> 七光台地区は、典型的な住工混在地であり、駅から至近に位置していることから近年は住宅地への転換が益々著しくなっている。従って本地区については、工場敷地内の緑化及び既存工業地への工場移転を促すなどして工場環境と居住環境の保全をし、良好な市街地環境の形成を図る。 <u>④その他の土地利用の方針</u> ア. 優良な農地との健全な調和に関する方針 現在、農用地区域に指定されている中里地区、船形地区、福田地区、目吹地区、今上地区、台町地区、新田戸地区及び木間ヶ瀬地区などを中心に広がる農地については、今後とも優良な農用地として整備、保全を図る。 イ. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 江戸川及び利根川沿い一帯の水田は集団農地であり、溢水や湛水の災害が発生するおそれがあるため、当面災害防止上保全すべき区域として市街化の抑制に努める。 また、急傾斜地等土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。	<u>イ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</u> 七光台地区は、典型的な住工混在地であり、駅から至近に位置していることから近年は住宅地への転換が益々著しくなっている。従って本地区については、工場敷地内の緑化及び既存工業地への工場移転を促すなどして工場環境と居住環境の保全をし、良好な市街地環境の形成を図る。 <u>野田市駅地区については、本区域の中心的な商業地区に相応しい土地利用への再編を図る。</u> <u>⑤市街化調整区域の土地利用の方針</u> ア. 優良な農地との健全な調和に関する方針 現在、農用地区域に指定されている中里地区、船形地区、福田地区、目吹地区、今上地区、台町地区、新田戸地区及び木間ヶ瀬地区などを中心に広がる農地については、今後とも優良な農用地として整備、保全を図る。 イ. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 江戸川及び利根川沿い一帯の水田は集団農地であり、溢水や湛水の災害が発生するおそれがあるため、当面災害防止上保全すべき区域として市街化の抑制に努める。 また、急傾斜地等土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。

新	旧
ウ. <u>自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針</u> 利根川・菅生沼近郊緑地保全区域に指定されている利根川は、良好な自然地であり、今後も野田市スポーツ公園の整備に当たっては自然との調和にも留意しつつ保全に努める。 また、江戸川、利根運河及び五駄沼等の優れた景観を有する地区についても積極的な保全に努める。 エ. <u>秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</u> <u>市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるが、幹線道路沿道などで一定規模以上の土地における流通業務、観光、レクリエーション等を主体とする非住居系の開発又は既存の工業地周辺の一定規模以上の土地における製造業等の工業系の土地利用は、周辺の土地利用や都市基盤の整備状況等を踏まえて地域の活性化に寄与し、必要な公共公益施設を整備しつつ、周辺の自然的環境、景観と調和する良好な開発を適切に誘導する。</u> <u>都市計画道路3・4・34号台町元町線（主要地方道境杉戸線バイパス）沿道は、圏央道へのアクセス性を生かし、商業用地や工業用地の誘導を図る。</u> <u>七光台駅東側では、周辺地域を含め市街地環境や交通等を勘案しながら、駅周辺である立地を生かした適切な土地利用を図る。</u> 千葉県全体で令和17年の人口フレームの一部が保留されている。については、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲の中で農林漁業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。	ウ. <u>自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</u> 利根川・菅生沼近郊緑地保全区域に指定されている利根川は、良好な自然地であり、今後も野田市スポーツ公園の整備に当たっては自然との調和にも留意しつつ保全に努める。 また、江戸川、利根運河及び五駄沼等の優れた景観を有する地区についても積極的な保全に努める。 エ. <u>秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</u> 千葉県全体で平成37年の人口フレームの一部が保留されている。については、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲の中で農林漁業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。

新	旧
3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 交通体系の整備の方針 本区域は、江戸川及び利根川を介して埼玉県北東部及び茨城県南西部に接し、両県間を含め広域的な交通を担う要衝の地をなしている。 本区域を取り巻く交通の現況を見てみると、鉄道については、埼玉県さいたま市と千葉県船橋市を連絡している東武野田線が唯一の路線であり、本区域を南北に縦断している。一方、広域的な道路については、東西方向に、主要地方道つくば野田線、越谷野田線、境杉戸線及び一般県道岩井関宿野田線、南北方向には、国道16号、主要地方道結城野田線、松戸野田線及び我孫子関宿線が機能し、本区域の市街地の交通動線として重要な役割を果たしている。 また、首都圏新都市鉄道（つくばエクスプレス）の開業、圏央道の開通等による茨城県南西部における地域開発等の影響により、交通量はさらに増加している。 バス等の公共輸送機関については、定時性や輸送力を確保するため、運行経路やダイヤの見直し等、利便性の向上が求められている。 このような状況を踏まえ、将来の交通需要に対処するため、本区域の交通体系の整備の基本方針を次のように定める。 ・ <u>東京直結鉄道（地下鉄8号線）等の鉄道交通体系の整備促進を図る。</u> ・ <u>千葉北西連絡道路の計画の具体化を図る。</u> ・ 隣接する他県と連絡する東西交通網及び千葉県内各都市とを連絡する南北交通網を確立する。 ・ 公共交通と自動車交通との適正な機能分担を図れる交通体系を確立する。 ・ 広域交通体系と地域交通体系の有機的結合を図る。 なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替可能性等を検証し、見直しを行う。	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 交通体系の整備の方針 本区域は、江戸川及び利根川を介して埼玉県北東部及び茨城県南西部に接し、両県間を含め広域的な交通を担う要衝の地をなしている。 本区域をとりまく交通の現況を見てみると、鉄道については、埼玉県さいたま市と千葉県船橋市を連絡している東武野田線が唯一の路線であり、本区域を南北に縦断している。一方、広域的な道路については、東西方向に、主要地方道つくば野田線、越谷野田線、境杉戸線及び一般県道岩井関宿野田線、南北方向には、国道16号、主要地方道結城野田線、松戸野田線及び我孫子関宿線が機能し、本区域の市街地の交通動線として重要な役割を果たしている。 また、首都圏新都市鉄道（つくばエクスプレス）の開業、圏央道の開通等による茨城県南西部における地域開発等の影響により、交通量はさらに増大するものと予想される。 バス等の公共輸送機関については、定時性や輸送力を確保するため、運行経路やダイヤの見直し等、利便性の向上が求められている。 このような状況を踏まえ、将来の交通需要に対処するため、本区域の交通体系の整備の基本方針を次のように定める。 ・ 地下鉄8号線等の鉄道交通体系の整備促進を図る。 ・ 隣接する他県とを連絡する東西交通網及び千葉県内各都市とを連絡する南北交通網を確立する。 ・ 公共交通と自動車交通との適正な機能分担を図れる交通体系を確立する。 ・ 広域交通体系と地域交通体系の有機的結合を図る。 なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替可能性等を検証し、見直しを行う。

新	旧					
イ. 整備水準の目標 <u>【道路】</u> <u>交通体系の基本方針に基づき、公共輸送機関の整備・充実、道路体系の整備に努めるものとする。</u> <u>特に、都市計画道路については、現在、市街地面積に対し、約2.0km/k㎡が（令和2年度末現在）整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。</u> <u>【鉄道、バス等】</u> <u>鉄道については、都市間での広域的な交流を円滑にするため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備、東武野田線の複線化を促進する。</u> <u>民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、住民の日常生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和のため、関係機関に路線の維持・整備を要請する。</u> <u>また、コミュニティバスの運行とあわせ地域の実情に合ったデマンド交通等の導入を図る。</u> ・バス整備の目標水準 <table><tr><td rowspan="2"><u>バス整備 目標水準 (令和12年)</u></td><td><u>まめバス利用者数</u></td><td><u>民間バス路線数</u></td></tr><tr><td><u>320,000人</u></td><td><u>16路線</u></td></tr></table>	<u>バス整備 目標水準 (令和12年)</u>	<u>まめバス利用者数</u>	<u>民間バス路線数</u>	<u>320,000人</u>	<u>16路線</u>	イ. 整備水準の目標 都市計画道路については、現在、市街地面積に対し、約1.4km/k㎡が（平成22年度末現在）整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。
<u>バス整備 目標水準 (令和12年)</u>		<u>まめバス利用者数</u>	<u>民間バス路線数</u>			
	<u>320,000人</u>	<u>16路線</u>				

新	旧
b 主要な施設の配置の方針 ア. 道路 本区域では、骨格となる広域的幹線道路の国道16号を南北の道路軸に、茨城県と埼玉県とを連絡する主要地方道つくば野田線、越谷野田線を東西の道路軸として、広域道路軸を形成している。 また、これを補完するかたちで県道7路線（<u>主要地方道</u>結城野田線、松戸野田線、我孫子関宿線、野田牛久線、<u>一般県道</u>岩井野田線、川間停車場線、川藤野田線）によって広域的幹線道路網が形成されているが、渋滞が日常化しており、また多くは幅員が狭く、交通安全上、あるいは沿道環境上等においても課題となっている。 これら交通上の諸問題を緩和するため、現在、市街地の外郭を環状に結ぶ路線として主要地方道我孫子関宿線、<u>都市計画道路</u>3・4・2号山崎吉春線及び3・4・20号今上木野崎線の整備を進めている。 また、増大する交通需要を支えるため、特に国道16号の機能強化を図る必要がある。	b 主要な施設の配置の方針 ア. 道路 本区域では、骨格となる広域的幹線道路の国道16号を南北の道路軸に、茨城県と埼玉県とを連絡する主要地方道つくば野田線、越谷野田線を東西の道路軸として、広域道路軸を形成している。 また、これを補完するかたちで県道7路線（結城野田線、松戸野田線、我孫子関宿線、岩井野田線、野田牛久線、川間停車場線、川藤野田線）によって広域的幹線道路網が形成されているが、渋滞が日常化しており、また多くは幅員が狭く、交通安全上、あるいは沿道環境上等においても課題となっている。 これら交通上の諸問題を緩和するため、現在、<u>都市計画道路</u>3・4・34号台町元町線の他、市街地の外郭を環状に結ぶ路線として主要地方道我孫子関宿線、3・4・2号山崎吉春線及び3・4・20号今上木野崎線の整備を進めている。 また、増大する交通需要を支えるため、特に国道16号の機能強化を図る必要がある。 <u>今後は、3・4・20号今上木野崎線が芽吹大橋と玉葉橋を結ぶ新たな東西軸となる広域的幹線道路となるため、当路線の整備を推進する。</u>

新	旧
さらに、<u>中心市街地を東西に分断している東武野田線の踏切を除却する連続立体交差事業等の事業推進を図り、あわせて関連する都市計画道路の3・4・4号堤台柳沢線、3・4・10号清水上花輪線、3・4・18号中野台鶴奉線、3・4・8号野田市駅野田橋線、3・4・9号野田市駅中根線の整備を進める。</u> 梅郷駅周辺においても、交通環境の改善として交通機関の連絡強化を図るため、<u>都市計画道路3・4・12号宮崎山崎線の整備を進める。</u> また、埼玉県及び茨城県と隣接する台町地区の交通環境の改善として<u>都市計画道路3・4・34号台町元町線の整備を進め、さらに次木地区及び周辺の交通を円滑に処理するため、都市計画道路3・4・33号東宝珠花羽貫線等の整備を進める。</u> なお、道路の整備に<u>当たっては</u>、交通安全、環境及び福祉のまちづくりに配慮しつつ、歩道や自転車道の整備、交差点改良及び道路の緑化等を進める。 一方、<u>連続立体交差や中心市街地まちづくり等に関連し、東武野田線各駅の駅前広場を整備し、交通結節点の機能強化を図る。</u>	また、<u>中心市街地を東西に分断している東武野田線の踏切を除却する連続立体交差事業等の事業推進を図り、併せて関連都市計画道路の3・4・4号堤台柳沢線、3・4・10号清水上花輪線、3・4・18号中野台鶴奉線、3・4・11号中野台中根線、3・4・8号野田市駅野田橋線、3・4・9号野田市駅中根線の整備を進める。</u> 梅郷駅周辺においても、交通環境の改善として交通機関の連絡強化を図るため、<u>3・4・12号宮崎山崎線の整備を進める。</u> また、埼玉県及び茨城県と隣接する台町地区の交通環境の改善として<u>3・4・34号台町元町線の整備を進め、さらに次木地区及び周辺の交通を円滑に処理するため、3・4・33号東宝珠花羽貫線等の整備を進める。</u> なお、道路の整備に<u>あたっては</u>、交通安全、環境及び福祉のまちづくりに配慮しつつ、歩道や自転車道の整備、交差点改良及び道路の緑化等を進める。 一方<u>連続立体交差や中心市街地まちづくり等に関連し、東武野田線各駅の駅前広場を整備し、交通結節点の機能強化を図る。</u>
イ．鉄道 東京への連絡機能の強化を図るため、<u>東京直結鉄道（地下鉄8号線）等の整備促進を図る。</u> また、<u>都市高速鉄道第1号線高架化の整備が進んだことにより、踏切による慢性的な交通渋滞の緩和、安全性の確保及び東西市街地の一体化が図られている。</u>さらに、<u>東武野田線の鉄道利用の利便性向上等を図るため、複線化を促進する。</u>	イ．鉄道 東京への連絡機能の強化を図るため、<u>地下鉄8号線等の整備促進を図る。</u> また、<u>東武野田線の踏切による慢性的な交通渋滞の緩和と、安全性を確保し、東西市街地の一体化を図るため、都市高速鉄道第1号線の整備を図り、高架化を促進する。</u>さらに、<u>東武野田線の鉄道利用の需要増加に対応するため、東武野田線の複線化を促進する。</u>
ウ．駐車場 ・自動車駐車場 既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、公・民の適切な役割分担のもとに、駐車施設の整備の有効利用を総合的・計画的に推進していく。	ウ．駐車場 ・自動車駐車場 既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、公・民の適切な役割分担のもとに、駐車施設の整備の有効利用を総合的・計画的に推進していく。

新	旧												
・自転車駐車場 土地区画整理事業による駅前周辺の整備に伴い、自転車交通量の増加による自転車駐車場の整備が、放置自転車対策と併せ急務となる。また、その他の駅前広場についても自転車交通量の増加が著しいことから、<u>民間の積極的参加を優先して早急に自転車駐車場の整備を進める。</u> ｃ 主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>主要な施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>道路・駅前広場</td><td> ・駅前周辺の交通機能の向上 都市計画道路3・4・8号野田市駅野田橋線 都市計画道路3・4・9号野田市駅中根線 都市計画道路3・4・12号宮崎山崎線 都市計画道路3・5・17号野田市駅愛宕線 都市計画道路3・4・29号野田市駅前線 ・中心地区の関連交通機能の向上 都市計画道路3・4・4号堤台柳沢線 都市計画道路3・4・10号清水上花輪線 都市計画道路3・4・11号中野台中根線 都市計画道路3・4・18号中野台鶴奉線 ・区域内ネットワークの強化 都市計画道路3・4・2号山崎吉春線 都市計画道路3・4・16号尾崎中里線 都市計画道路3・4・20号今上木野崎線 都市計画道路3・4・30号東宝珠花柏寺線 都市計画道路3・4・33号東宝珠花羽貫線 都市計画道路3・4・34号台町元町線 ・駅前広場 東武野田線各駅 </td></tr> <tr> <td>鉄道</td><td> ・都市高速鉄道第1号線 (東武野田線連続立体交差事業) </td></tr> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。	主要な施設	名称等	道路・駅前広場	・駅前周辺の交通機能の向上 都市計画道路3・4・8号野田市駅野田橋線 都市計画道路3・4・9号野田市駅中根線 都市計画道路3・4・12号宮崎山崎線 都市計画道路3・5・17号野田市駅愛宕線 都市計画道路3・4・29号野田市駅前線 ・中心地区の関連交通機能の向上 都市計画道路3・4・4号堤台柳沢線 都市計画道路3・4・10号清水上花輪線 都市計画道路3・4・11号中野台中根線 都市計画道路3・4・18号中野台鶴奉線 ・区域内ネットワークの強化 都市計画道路3・4・2号山崎吉春線 都市計画道路3・4・16号尾崎中里線 都市計画道路3・4・20号今上木野崎線 都市計画道路3・4・30号東宝珠花柏寺線 都市計画道路3・4・33号東宝珠花羽貫線 都市計画道路3・4・34号台町元町線 ・駅前広場 東武野田線各駅	鉄道	・都市高速鉄道第1号線 (東武野田線連続立体交差事業)	・自転車駐車場 土地区画整理事業による駅前周辺の整備に伴い、自転車交通量の増加による自転車駐車場の整備が、放置自転車対策と併せ急務となる。また、その他の駅前広場についても自転車交通量の増加が著しいことから、早急に自転車駐車場の整備を進める。 ｃ 主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>主要な施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>道路・駅前広場</td><td> ・駅前周辺の交通機能の向上 都市計画道路3・4・8号野田市駅野田橋線 都市計画道路3・4・9号野田市駅中根線 都市計画道路3・4・12号宮崎山崎線 都市計画道路3・5・17号野田市駅愛宕線 都市計画道路3・4・29号野田市駅前線 ・中心地区の関連交通機能の向上 都市計画道路3・4・4号堤台柳沢線 都市計画道路3・4・10号清水上花輪線 都市計画道路3・4・11号中野台中根線 都市計画道路3・4・18号中野台鶴奉線 ・区域内ネットワークの強化 都市計画道路3・4・2号山崎吉春線 都市計画道路3・4・16号尾崎中里線 都市計画道路3・4・20号今上木野崎線 都市計画道路3・4・30号東宝珠花柏寺線 都市計画道路3・4・33号東宝珠花羽貫線 都市計画道路3・4・34号台町元町線 ・駅前広場 東武野田線各駅 </td></tr> <tr> <td>鉄道</td><td> ・都市高速鉄道第1号線 (東武野田線連続立体交差事業) </td></tr> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。	主要な施設	名称等	道路・駅前広場	・駅前周辺の交通機能の向上 都市計画道路3・4・8号野田市駅野田橋線 都市計画道路3・4・9号野田市駅中根線 都市計画道路3・4・12号宮崎山崎線 都市計画道路3・5・17号野田市駅愛宕線 都市計画道路3・4・29号野田市駅前線 ・中心地区の関連交通機能の向上 都市計画道路3・4・4号堤台柳沢線 都市計画道路3・4・10号清水上花輪線 都市計画道路3・4・11号中野台中根線 都市計画道路3・4・18号中野台鶴奉線 ・区域内ネットワークの強化 都市計画道路3・4・2号山崎吉春線 都市計画道路3・4・16号尾崎中里線 都市計画道路3・4・20号今上木野崎線 都市計画道路3・4・30号東宝珠花柏寺線 都市計画道路3・4・33号東宝珠花羽貫線 都市計画道路3・4・34号台町元町線 ・駅前広場 東武野田線各駅	鉄道	・都市高速鉄道第1号線 (東武野田線連続立体交差事業)
主要な施設	名称等												
道路・駅前広場	・駅前周辺の交通機能の向上 都市計画道路3・4・8号野田市駅野田橋線 都市計画道路3・4・9号野田市駅中根線 都市計画道路3・4・12号宮崎山崎線 都市計画道路3・5・17号野田市駅愛宕線 都市計画道路3・4・29号野田市駅前線 ・中心地区の関連交通機能の向上 都市計画道路3・4・4号堤台柳沢線 都市計画道路3・4・10号清水上花輪線 都市計画道路3・4・11号中野台中根線 都市計画道路3・4・18号中野台鶴奉線 ・区域内ネットワークの強化 都市計画道路3・4・2号山崎吉春線 都市計画道路3・4・16号尾崎中里線 都市計画道路3・4・20号今上木野崎線 都市計画道路3・4・30号東宝珠花柏寺線 都市計画道路3・4・33号東宝珠花羽貫線 都市計画道路3・4・34号台町元町線 ・駅前広場 東武野田線各駅												
鉄道	・都市高速鉄道第1号線 (東武野田線連続立体交差事業)												
主要な施設	名称等												
道路・駅前広場	・駅前周辺の交通機能の向上 都市計画道路3・4・8号野田市駅野田橋線 都市計画道路3・4・9号野田市駅中根線 都市計画道路3・4・12号宮崎山崎線 都市計画道路3・5・17号野田市駅愛宕線 都市計画道路3・4・29号野田市駅前線 ・中心地区の関連交通機能の向上 都市計画道路3・4・4号堤台柳沢線 都市計画道路3・4・10号清水上花輪線 都市計画道路3・4・11号中野台中根線 都市計画道路3・4・18号中野台鶴奉線 ・区域内ネットワークの強化 都市計画道路3・4・2号山崎吉春線 都市計画道路3・4・16号尾崎中里線 都市計画道路3・4・20号今上木野崎線 都市計画道路3・4・30号東宝珠花柏寺線 都市計画道路3・4・33号東宝珠花羽貫線 都市計画道路3・4・34号台町元町線 ・駅前広場 東武野田線各駅												
鉄道	・都市高速鉄道第1号線 (東武野田線連続立体交差事業)												

新	旧
②下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 【下水道】 本区域における下水の排出先は、地形上の理由から江戸川、利根川及び利根運河に求めている。近年の都市化による生活水準の向上に伴い、水資源の確保、自然的環境の保護など広域的な公共用水域の保全が非常に重要な課題となっている。一方、居住環境の保全の面から公衆衛生の保持、浸水の防止など都市における生活環境の整備を図り、健全な都市環境の確保に努める必要がある。 こうした状況の中で本区域においては、<u>東京湾流域別下水道整備総合計画及び江戸川左岸流域下水道全体計画</u>に基づき、本区域の汚水については流域関連公共下水道として整備を進める。 また、都市化の動向や生活様式の改善等による雨水の流出傾向の変化に対応し、市街地の浸水の防止等を図るため、公共下水道の雨水幹線の整備に努める。 【河川】 本区域における主な河川は、一級河川として利根川、江戸川、利根運河、座生川及び座生川支川、準用河川としてくり堀川がある。各河川とも本区域の雨水排水に重要な役割を果たしている。しかし、近年における都市化の進展とともに、治水安全度が相対的に低下しつつある。については、河川改修を積極的に推進すると同時に、山林や農地などの保全を行い、流域が本来有している保水、遊水機能の確保に努める。また、市街地の開発に<u>当たっては</u>、雨水貯留浸透施設の整備等、水循環に配慮した総合的な治水対策を講じつつ、地域特性に即した水辺環境整備を含めた河川の整備を進めることを整備方針とする。	②下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 【下水道】 本区域における下水の排出先は、地形上の理由から江戸川、利根川及び利根運河に求めている。近年の都市化による生活水準の向上に伴い、水資源の確保、自然環境の保護など広域的な公共用水域の保全が非常に重要な課題となっている。一方、居住環境の保全の面から公衆衛生の保持、浸水の防止など都市における生活環境の整備を図り、健全な都市環境の確保に努める必要がある。 こうした状況の中で本区域においては、江戸川左岸流域下水道計画に基づき、本区域の汚水については流域関連公共下水道として整備を進める。 また、都市化の動向や生活様式の改善等による雨水の流出傾向の変化に対応し、市街地の浸水の防止等を図るため、公共下水道の雨水幹線の整備に努める。 【河川】 本区域における主な河川は、一級河川として利根川、江戸川、利根運河、座生川及び座生川支川、準用河川としてくり堀川がある。各河川とも本区域の雨水排水に重要な役割を果たしている。しかし、近年における都市化の進展とともに、治水安全度が相対的に低下しつつある。については、河川改修を積極的に推進すると同時に、山林や農地などの保全を行い、流域が本来有している保水、遊水機能の確保に努める。また、市街地の開発に<u>あたっては</u>、雨水貯留浸透施設の整備等、水循環に配慮した総合的な治水対策を講じつつ、地域特性に即した水辺環境整備を含めた河川の整備を進めることを整備方針とする。

新	旧
イ. 整備水準の目標 【下水道】 目標年次の令和17年には、本区域の中央部の人口が稠密な既成市街地を中心に処理が可能となるような水準を目標とする。また、おおむね25年後には、市街化区域全域の処理が可能となるような水準を目標とする。 なお、汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。 【河川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 本区域の下水道は分流式とし、江戸川左岸流域関連公共下水道として整備を進める。 なお、汚水の計画的な整備については、本区域の市街地を中心に、積極的に整備を進める。 また、雨水については、当面計画的な開発が進められる地区及び中央部の既成市街地の中で、排水上大きな課題を抱えている地区を中心に、公共下水道の雨水幹線などの整備を推進する。 イ. 河川 整備水準の目標を達成し、治水の安全性を高めるためにも、<u>利根川、江戸川及び利根運河については、流域の浸水被害の軽減を図るため、利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画による河川改修を促進する。</u> <u>また、準用河川くり堀川については、自然を保全しながら河川改修により治水機能の整備を図る。</u>	イ. 整備水準の目標 【下水道】 目標年次の平成37年には、本区域の中央部の人口が稠密な既成市街地を中心に処理が可能となるような水準を目標とする。また、おおむね20年後には、市街化区域全域の処理が可能となるような水準を目標とする。 なお、汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」にもとづき、施設の整備を進める。 【河川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 本区域の下水道は分流式とし、江戸川左岸流域関連公共下水道として整備を進める。 なお、汚水の計画的な整備については、本区域の<u>中央部の市街地</u>を中心に、積極的に整備を進める。 また、雨水については、当面計画的な開発が進められる地区及び中央部の既成市街地の中で、排水上大きな課題を<u>かかえている地区</u>を中心に、公共下水道の雨水幹線の整備を河川改修計画との整合を図りながら推進する。 イ. 河川 整備水準の目標を達成し、治水の安全性を高めるためにも、<u>準用河川くり堀川の河川改修事業の促進に努める。</u>

新	旧												
また、新市街地の整備に<u>当たっては</u>、地区の有する保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の設置などの流水抑制策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。 ○ 主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。	また、新市街地の整備に<u>あたっては</u>、地区の有する保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の設置などの流水抑制策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。 ○ 主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="150 408 353 459">都市施設</th><th data-bbox="353 408 1048 459">名称等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="150 459 353 1358">下水道</td><td data-bbox="353 459 1048 1358"> - 江戸川左岸流域関連公共下水道 尾崎地区の污水管きよ・雨水幹線の建設 <u>日の出町地区の雨水幹線の建設</u> 清水地区の污水管きよの建設 七光台地区の污水管きよの建設 宮崎地区の污水管きよの建設 上花輪地区の污水管きよ・雨水幹線の建設 - 山崎地区の污水管きよ・雨水管きよの建設 柳沢地区の污水管きよの建設 宝珠花地区の雨水幹線の建設 木間ヶ瀬地区の一部区域の污水管きよ・雨水幹線・<u>雨水調整池の建設</u> - 桜木地区の雨水幹線の建設 花井地区の污水管きよの建設 中里地区の污水管きよの建設 <u>関宿元町地区の污水管きよ・雨水管きよの建設</u> <u>清水公園東地区の雨水管きよの建設</u> <u>中野台地区の雨水幹線・雨水管きよの建設</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="150 1358 353 1458">河川</td><td data-bbox="353 1358 1048 1458"> - 準用河川 くり堀川 </td></tr> </tbody> </table>	都市施設	名称等	下水道	- 江戸川左岸流域関連公共下水道 尾崎地区の污水管きよ・雨水幹線の建設 <u>日の出町地区の雨水幹線の建設</u> 清水地区の污水管きよの建設 七光台地区の污水管きよの建設 宮崎地区の污水管きよの建設 上花輪地区の污水管きよ・雨水幹線の建設 - 山崎地区の污水管きよ・雨水管きよの建設 柳沢地区の污水管きよの建設 宝珠花地区の雨水幹線の建設 木間ヶ瀬地区の一部区域の污水管きよ・雨水幹線・<u>雨水調整池の建設</u> - 桜木地区の雨水幹線の建設 花井地区の污水管きよの建設 中里地区の污水管きよの建設 <u>関宿元町地区の污水管きよ・雨水管きよの建設</u> <u>清水公園東地区の雨水管きよの建設</u> <u>中野台地区の雨水幹線・雨水管きよの建設</u>	河川	準用河川 くり堀川	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1207 408 1411 459">都市施設</th><th data-bbox="1411 408 2101 459">名称等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1207 459 1411 1358">下水道</td><td data-bbox="1411 459 2101 1358"> - 江戸川左岸流域関連公共下水道 尾崎地区の污水管渠の建設 - 清水地区の污水管渠の建設 七光台地区の污水管渠の建設 宮崎地区の污水管渠の建設 上花輪地区の污水管渠の建設 桜台地区の污水管渠の建設 山崎地区の污水管渠・雨水管渠の建設 柳沢地区の污水管渠の建設 宝珠花地区の雨水幹線の建設 木間ヶ瀬地区の一部区域の污水管渠・雨水幹線の建設 - 桜木地区の雨水幹線の建設 花井地区の雨水管渠の建設 中里地区の污水管渠の建設 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1207 1358 1411 1458">河川</td><td data-bbox="1411 1358 2101 1458"> - 準用河川 くり堀川 </td></tr> </tbody> </table>	都市施設	名称等	下水道	- 江戸川左岸流域関連公共下水道 尾崎地区の污水管渠の建設 - 清水地区の污水管渠の建設 七光台地区の污水管渠の建設 宮崎地区の污水管渠の建設 上花輪地区の污水管渠の建設 桜台地区の污水管渠の建設 山崎地区の污水管渠・雨水管渠の建設 柳沢地区の污水管渠の建設 宝珠花地区の雨水幹線の建設 木間ヶ瀬地区の一部区域の污水管渠・雨水幹線の建設 - 桜木地区の雨水幹線の建設 花井地区の雨水管渠の建設 中里地区の污水管渠の建設	河川	準用河川 くり堀川
都市施設	名称等												
下水道	- 江戸川左岸流域関連公共下水道 尾崎地区の污水管きよ・雨水幹線の建設 <u>日の出町地区の雨水幹線の建設</u> 清水地区の污水管きよの建設 七光台地区の污水管きよの建設 宮崎地区の污水管きよの建設 上花輪地区の污水管きよ・雨水幹線の建設 - 山崎地区の污水管きよ・雨水管きよの建設 柳沢地区の污水管きよの建設 宝珠花地区の雨水幹線の建設 木間ヶ瀬地区の一部区域の污水管きよ・雨水幹線・<u>雨水調整池の建設</u> - 桜木地区の雨水幹線の建設 花井地区の污水管きよの建設 中里地区の污水管きよの建設 <u>関宿元町地区の污水管きよ・雨水管きよの建設</u> <u>清水公園東地区の雨水管きよの建設</u> <u>中野台地区の雨水幹線・雨水管きよの建設</u>												
河川	準用河川 くり堀川												
都市施設	名称等												
下水道	- 江戸川左岸流域関連公共下水道 尾崎地区の污水管渠の建設 - 清水地区の污水管渠の建設 七光台地区の污水管渠の建設 宮崎地区の污水管渠の建設 上花輪地区の污水管渠の建設 桜台地区の污水管渠の建設 山崎地区の污水管渠・雨水管渠の建設 柳沢地区の污水管渠の建設 宝珠花地区の雨水幹線の建設 木間ヶ瀬地区の一部区域の污水管渠・雨水幹線の建設 - 桜木地区の雨水幹線の建設 花井地区の雨水管渠の建設 中里地区の污水管渠の建設												
河川	準用河川 くり堀川												
(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。	(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。												

新	旧
③その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 都市化の動向と農林業との調和を図りつつ、健全で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために必要なその他の公共施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. ごみ処理施設 資源循環型社会の構築を目指しつつ本区域から発生する廃棄物を適正に処理するための処理施設の整備を図る。 <u>また、現清掃工場の長寿命化を図りながら、広域処理などあらゆる方策についても検討する。</u> 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要な市街地開発事業の決定の方針 <u>ア. 愛宕駅周辺地区、野田市駅西地区</u> 土地区画整理事業等により、本区域の玄関口としてふさわしい駅前広場・駅前道路等の都市施設の整備を進めるとともに、商業業務機能の充実を図るため早急に市街地整備を実施する。 <u>イ. 梅郷駅西地区</u> 土地区画整理事業により、都市基盤施設整備<u>され</u>、今後<u>も</u>商業、業務及び良好な居住環境の整備を図る。	③その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 都市化の動向と農林業との調和を図りつつ、健全で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために必要なその他の公共施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. ごみ処理施設 資源循環型社会の構築を目指しつつ本区域から発生する廃棄物を適正に処理するための処理施設の整備を図る。 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要な市街地開発事業の決定の方針 <u>ア. 花井堤根地区</u> <u>梅郷駅から徒歩圏内にあり、近年、宅地化が進行しスプロール現象が見られる。土地区画整理事業等により、都市基盤施設の整備を早急に進め、良好な市街地の整備に努める。</u> <u>イ. 愛宕駅周辺地区、愛宕駅東第一地区、野田市駅西地区</u> 土地区画整理事業等により、本区域の玄関口としてふさわしい駅前広場・駅前道路等の都市施設の整備を進めるとともに、商業業務機能の充実を図るため早急に市街地整備を実施する。 <u>ウ. 梅郷駅西地区</u> 土地区画整理事業により、都市基盤施設を整備中であり、<u>今後は事業の推進を図り、商業、業務及び良好な居住環境の整備を図る。</u>

新	旧								
ウ. 台町東地区 土地区画整理事業により、都市基盤施設を整備中であり、今後は事業の推進を図り、良好な市街地形成に努める。 エ. 県道沿道等 主要地方道結城野田線、県道境杉戸線バイパス及び圏央道の良好な交通網の特性を生かした土地区画整理事業による工業団地を整備する。 ②市街地整備の目標 おおむね10年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>事業名等</th><th>地区名称</th></tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td><td> ・野田市駅西地区 ・台町東地区 ・関宿元町地区 </td></tr> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。	事業名等	地区名称	土地区画整理事業	・野田市駅西地区 ・台町東地区 ・関宿元町地区	エ. 次木親野井地区 土地区画整理事業により、都市基盤施設を整備中であり、商業・業務機能の集積を図る。 オ. 台町東地区 土地区画整理事業により、都市基盤施設を整備中であり、今後は事業の推進を図り、良好な市街地形成に努め、主要地方道境杉戸線のバイパス道路を整備する。 ②市街地整備の目標 おおむね10年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>事業名等</th><th>地区名称</th></tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td><td> ・梅郷駅西地区 ・花井堤根地区 ・愛宕駅東第一地区 ・野田市駅西地区 ・次木親野井地区 ・台町東地区 </td></tr> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。	事業名等	地区名称	土地区画整理事業	・梅郷駅西地区 ・花井堤根地区 ・愛宕駅東第一地区 ・野田市駅西地区 ・次木親野井地区 ・台町東地区
事業名等	地区名称								
土地区画整理事業	・野田市駅西地区 ・台町東地区 ・関宿元町地区								
事業名等	地区名称								
土地区画整理事業	・梅郷駅西地区 ・花井堤根地区 ・愛宕駅東第一地区 ・野田市駅西地区 ・次木親野井地区 ・台町東地区								

新

旧

5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域は河川に囲まれ、中央部に台地が、東西の両端を流れる河川に沿って低地が広がり、台地部と低地部の接する一部の地区では、低地が台地の中に入り込み谷津田状をなしている。低地部一帯には水田がひらけ、船形地区には今も排水用の堀や池が見受けられる。また、多くの神社・仏閣の中の樹林や旧日光街道のおもかげを残す街道沿いの樹林等は本区域を特徴付ける緑としてとらえることができる。台地中央部の西側には、本区域の中心的な市街地が形成されているが、この地域における市街地はほぼ飽和状態に近く、緑地はほとんど見られない。近年、谷津田を含めた宅地化が進展しており、次第に市街地内の緑も消失しつつあるが、本区域の最南端部には、両側を斜面林に囲まれた谷津田があり、貴重な動植物が生息している。

このような状況を踏まえ、本区域の緑地の特質を考慮して、環境保全・レクリエーション・防災そして景観といった観点から公園緑地等の系統的配置を図り、自然的環境の保全及び公共空地システムの整備を進めることを基本方針とする。

・緑地の確保目標水準

緑地確保 目標水準 (令和27年)	将来市街地に 対する割合	都市計画区域に 対する割合
	約 4 % (約 86 ha)	約 25 % (約 2,567 ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	令和2年	令和17年	令和27年
都市計画区域人口 一人当たり目標水準	14.2 ㎡／人	14.7 ㎡／人	15.0 ㎡／人

5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域は河川に囲まれ、中央部に台地が、東西の両端を流れる河川に沿って低地が広がり、台地部と低地部の接する一部の地区では、低地が台地の中に入り込み谷津田状をなしている。低地部一帯には水田がひらけ、船形地区には今も排水用の堀や池が見受けられる。また、多くの神社・仏閣の中の樹林や旧日光街道のおもかげを残す街道沿いの樹林等は本区域を特徴付ける緑としてとらえることができる。台地中央部の西側には、本区域の中心的な市街地が形成されているが、この地域における市街地はほぼ飽和状態に近く、緑地はほとんど見られない。近年、谷津田をも含めた宅地化が進展しており、次第に市街地内の緑も消失しつつあるが、本区域の最南端部には、両側を斜面林に囲まれた谷津田があり、貴重な動植物が生息している。

このような状況を踏まえ、本区域の緑地の特質を考慮して、環境保全・レクリエーション・防災そして景観といった観点から公園緑地等の系統的配置を図り、自然的環境の保全及び公共空地システムの整備を進めることを基本方針とする。

・緑地の確保目標水準

緑地確保 目標水準 (平成47年)	将来市街地に 対する割合	都市計画区域に 対する割合
	約 4 % (約 94 ha)	約 25 % (約 2,573 ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成22年	平成37年	平成47年
都市計画 区域人口 一人当たり 目標水準	13.7 ㎡／人	14.0 ㎡／人	14.2 ㎡／人

新	旧
②主要な緑地の配置の方針 本区域においては、現在残されている豊かな緑と水の保全を図り、あわせて文化性・歴史性を織り込んだ「<u>自然的環境と調和するうおいある都市</u>」にふさわしい街づくりを進めるため、以下の配置方針により緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。 a 環境保全系統 ア. 都市の骨格を形成する緑地として、江戸川、利根川及び国道16号沿道の樹林の保全を図る。 イ. 史跡・文化遺産と一体となった緑地として、岩名古墳公園、山崎貝塚及び関宿城址を保全し、社寺林や旧街道沿いの樹林の保全を図る。 さらに、<u>五駄沼及び池沼や堀</u>、水鳥の生息地を保全する。 ウ. 工業地や住宅地及び主要幹線道路などの修景や環境改善を資する緑地として、国道16号及び東武野田線沿いや市街化調整区域の住宅地周辺の一団となった樹林等の保全に努める。 エ. 工業地及び幹線道路沿いに発生する騒音、振動等の公害を緩和するため緩衝緑地帯の整備を図る。 b レクリエーション系統 ア. 幹線道路や鉄道等を考慮して設定された28の住区を基本として、住区ごとに街区公園及び近隣公園を適正に配置し、子供の遊び場や青壮年から高齢者までの運動及び休養の場として整備を図る。 イ. スポーツによる住民の健康の維持、増進及び住民のふれあい並びに文化活動等に資するため、野田市総合公園の整備を促進してきたがさらに、<u>野田市関宿総合公園</u>、利根川河川敷を含めた野田市スポーツ公園の整備を図る。 c 防災系統 ア. 火災の延焼防止・延焼遅延機能を有する緑地として都市公園等の施設緑地の配置を図る。	②主要な緑地の配置の方針 本区域においては、現在残されている豊かな緑と水の保全を図り、あわせて文化性・歴史性を織り込んだ「<u>自然環境と調和するうおいある都市</u>」にふさわしい街づくりを進めるため、以下の配置方針により緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。 a 環境保全系統 ア. 都市の骨格を形成する緑地として、江戸川、利根川及び国道16号沿道の樹林の保全を図る。 イ. 史跡・文化遺産と一体となった緑地として、岩名古墳公園、山崎貝塚及び関宿城址を保全し、社寺林や旧街道沿いの樹林の保全を図る。 さらに<u>五駄沼並びに池沼や堀</u>、水鳥の生息地を保全する。 ウ. 工業地や住宅地及び主要幹線道路などの修景や環境改善を資する緑地として、国道16号及び東武野田線沿いや市街化調整区域の住宅地周辺の一団となった樹林等の保全に努める。 エ. 工業地及び幹線道路沿いに発生する騒音、振動等の公害を緩和するため緩衝緑地帯の整備を図る。 b レクリエーション系統 ア. 幹線道路や鉄道等を考慮して設定された28の住区を基本として、住区ごとに街区公園及び近隣公園を適正に配置し、子供の遊び場や青壮年から老人までの運動及び休養の場として整備を図る。 イ. スポーツによる住民の健康の維持、増進及び住民のふれあい並びに文化活動等に資するため、野田市総合公園の整備を促進してきたがさらに野田市関宿総合公園、利根川河川敷を含めた野田市スポーツ公園の整備を図る。 c 防災系統 ア. 火災の延焼防止・延焼遅延機能を有する緑地として都市公園等の施設緑地の配置を図る。

新	旧
d 景観構成系統 ア. 本区域を取り囲む、江戸川、利根川及び利根運河の三河川については、原風景を大切にしたい景観の形成を図る。 イ. 斜面緑地や国道16号沿道の山林の景観の保全とともに、野田市のシンボルとしての景観を形成するため斜面林や平地林（山林）の景観の活用を図る。 ウ. うるおいのある都市景観を構成する市街地内及び周辺の樹林や社寺林の保全を図る。 e その他 ア. 本区域における緑地の形態は、江戸川及び利根川の両河川敷並びにこれらの河川の周辺地域一帯と国道16号沿いに連なる樹林地を基本的な軸として、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観構成系統のそれぞれの配置方針を調整統合して配置するものとする。 ③実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア. 街区公園については、各地区の人口から算定される整備量及び公園の誘致距離を勘案して配置し整備を図る。 イ. 近隣公園については、1つの住区に1箇所設置することを目標とする。 ウ. 地区公園については、4つの住区に1箇所設置することを目標とする。 エ. 総合公園については、野田市総合公園と野田市関宿総合公園の2箇所を配置し、今後も整備を図る。 オ. 都市緑地については、野田市スポーツ公園187.9haのうち、未整備となっている町田地区18.7haの整備を図る。	d 景観構成系統 ア. 本区域を取り囲む、江戸川、利根川及び利根運河の三河川並びに五駄沼については、原風景を大切にしたい景観の形成を図る。 イ. 斜面緑地や国道16号沿道の山林の景観の保全とともに、野田市のシンボルとしての景観を形成するため斜面林や山林の景観の活用を図る。 ウ. うるおいのある都市景観を構成する市街地内及び周辺の樹林や社寺林の保全を図る。 e その他 ア. 本区域における緑地の形態は、江戸川及び利根川の両河川敷並びにこれらの河川の周辺地域一帯と国道16号沿いに連なる樹林地を基本的な軸として、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観構成系統のそれぞれの配置方針を調整統合して配置するものとする。 ③実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア. 街区公園については、各地区の人口から算定される整備量及び公園の誘致距離を勘案して配置し整備を図る。 イ. 近隣公園については、1つの住区に1箇所設置することを目標とする。 ウ. 地区公園については、4つの住区に1箇所設置することを目標とする。 エ. 総合公園については、野田市総合公園と野田市関宿総合公園の2箇所を配置し、今後も整備を図る。 オ. 都市緑地については、野田市スポーツ公園187.9haのうち、未整備となっている町田地区18.7haの整備を図る。

新	旧												
b 地域制緑地 ア. 近郊緑地保全区域は、保全に努める。 イ. 本区域内の樹林地を、自然的環境の保全及び良好な都市景観の保全を図るため、野田市緑地保存に関する実施要綱等に基づき保全を図る。 ④主要な緑地の確保目標 おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。 a 公園緑地等の施設緑地 <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>総合公園</td><td>野田市関宿総合公園</td></tr> <tr> <td>都市緑地</td><td>野田市スポーツ公園</td></tr> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。	種別	名称等	総合公園	野田市関宿総合公園	都市緑地	野田市スポーツ公園	b 地域制緑地 ア. 近郊緑地保全区域は、保全に努める。 イ. 本区域内の樹林地を、自然的環境の保全及び良好な都市景観の保全を図るため、野田市緑地保存に関する実施要綱等に基づき保全を図る。 ④主要な緑地の確保目標 おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。 a 公園緑地等の施設緑地 <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>総合公園</td><td>野田市関宿総合公園</td></tr> <tr> <td>都市緑地</td><td>野田市スポーツ公園</td></tr> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。	種別	名称等	総合公園	野田市関宿総合公園	都市緑地	野田市スポーツ公園
種別	名称等												
総合公園	野田市関宿総合公園												
都市緑地	野田市スポーツ公園												
種別	名称等												
総合公園	野田市関宿総合公園												
都市緑地	野田市スポーツ公園												

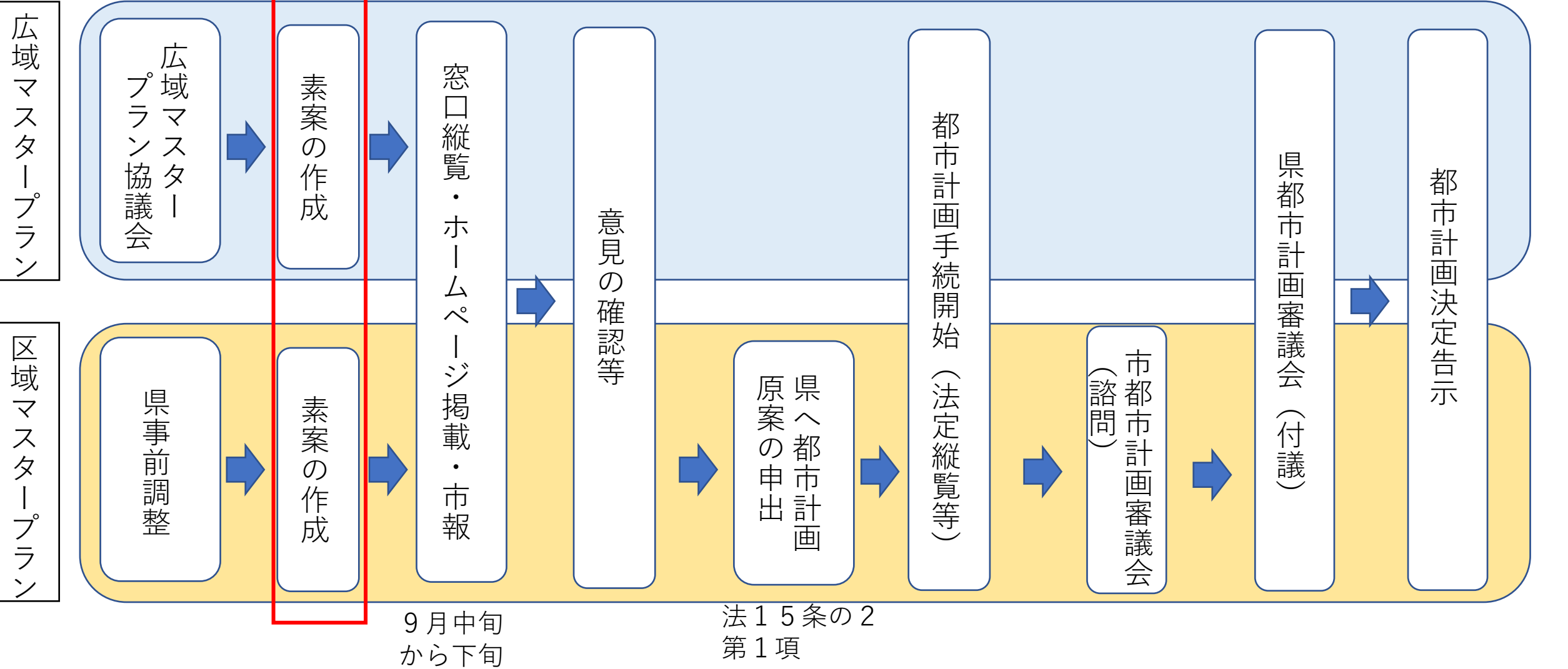
報告第 3 号 野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の概要について

変更のポイント	変 更 内 容							
広域部分に記載するため、変更（削除）するもの	千葉県の基本理念（P 8） 野田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）から広域部分に記載することに変更							
時点修正 （千葉県推計値や表現の修正 等）	区域区分の方針（P 1 3）							
	新	都市計画区域内人口		市街化区域内人口		産業の規模（工業出荷額）		
		令和2年	令和17年	令和2年	令和17年	令和2年	令和17年	
		約153千人	約137千人	約120千人	約113千人	約4,857億円	約5,969億円	
	旧	都市計画区域内人口		市街化区域内人口		産業の規模（工業出荷額）		
		平成22年	平成37年	平成22年	平成37年	平成22年	平成37年	
		約156千人	約151千人	約117千人	約113千人	約3,627億円	約5,810億円	
	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針（P 3 2）							
	新	緑地の確保目標水準		都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準				
		令和27年	将来市街地割合	都計区域割合	年次	令和2年	令和17年	令和27年
		約4% (約86ha)	約25% (約2,567ha)	都計区域人口一人当たり目標水準	14.2㎡/人	14.7㎡/人	15.0㎡/人	
	旧	緑地の確保目標水準		都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準				
		平成22年	将来市街地割合	都計区域割合	年次	平成22年	平成37年	平成47年
		約4% (約94ha)	約25% (約2,573ha)	都計区域人口一人当たり目標水準	13.7㎡/人	14.0㎡/人	14.2㎡/人	
事業の進捗状況による修正 次木親野井地区→なみき地区（P 1 1、P 1 7）、花井堤根地区→削除（P 1 7、P 3 0、P 3 1）、愛宕駅東第一地区→削除（P 3 0）、千葉北西連絡道路の追記（P 2 2）、利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画による河川改修の促進（P 2 8）、日の出町、木間ヶ瀬、関宿元町、清水公園東及び中野台地区等の雨水や污水整備（P 2 9）、清掃工場の長寿命化の記載（P 3 0） 等								
表現の修正 ・少子高齢化社会、自然災害の激甚化、コンパクトなまちづくり、持続可能、千葉広域都市圏、平成を令和に 等といった表現の修正 ・その他、細かい誤記等の修正								
関宿元町地区の市街化区域編入を想定した修正	・地域毎の市街地像（P 1 0） ○関宿北部地区（P 1 1） 主要地方道結城野田線沿線についても、圏央道五霞インターチェンジ・境古河インターチェンジへのアクセス性を生かし、関宿中部地区の既存工業団地と連携した工業地の形成を図る。 ・主要な都市計画の決定の方針（P 1 5） ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 主要地方道結城野田線、圏央道へのアクセス道路沿線等 ・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針（P 3 0） エ. 県道沿道等（P 3 1） 主要地方道結城野田線、県道境杉戸線バイパス及び圏央道の良好な交通網の特性を生かした土地区画整理事業による工業団地を整備する。							

七光台駅東側の記載	・地域毎の市街地像（P 1 0） ○北部地区（P 1 0） 七光台駅東側では、周辺地域を含め市街地環境や交通等を勘案しながら、駅周辺である立地を生かした適切な土地利用を図る。 ・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（P 1 6） エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針（P 2 1） 七光台駅東側では、周辺地域を含め市街地環境や交通等を勘案しながら、駅周辺である立地を生かした適切な土地利用を図る。									
景観計画の記載	・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（P 1 6） ウ. 市街地内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針（P 1 90） 野田市景観計画に基づき、市街地景観、自然景観及び歴史文化景観の各特性を生かし、住民、事業者との協働により、良好な景観形成に取り組み、風致の維持に努める。									
市街化調整区域の土地利用方針 ※都市マスと整合	・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（P 1 6） エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針（P 2 1） 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるが、幹線道路沿道などで一定規模以上の土地における流通業務、観光、レクリエーション等を主体とする非住居系の開発又は既存の工業地周辺の一定規模以上の土地における製造業等の工業系の土地利用は、周辺の土地利用や都市基盤の整備状況等を踏まえて地域の活性化に寄与し、必要な公共公益施設を整備しつつ、周辺の自然的環境、景観と調和する良好な開発を適切に誘導する。									
鉄道、バスに関する記載	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（P 2 2） ① 交通施設の都市計画の決定の方針 【道路】 交通体系の基本方針に基づき、公共輸送機関の整備・充実、道路体系の整備に努めるものとする。 【鉄道、バス等】 鉄道については、都市間での広域的な交流を円滑にするため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備、東武野田線の複線化を促進する。 民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、住民の日常生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和のため、関係機関に路線の維持・整備を要請する。 また、コミュニティバスの運行とあわせ地域の実情に合ったデマンド交通等の導入を図る。 <table><tr><td><u>バス整備</u></td><td><u>まめバス利用者数</u></td><td><u>民間バス路線数</u></td></tr><tr><td><u>目標水準</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>(令和12年)</u></td><td><u>320,000人</u></td><td><u>16路線</u></td></tr></table>	<u>バス整備</u>	<u>まめバス利用者数</u>	<u>民間バス路線数</u>	<u>目標水準</u>			<u>(令和12年)</u>	<u>320,000人</u>	<u>16路線</u>
<u>バス整備</u>	<u>まめバス利用者数</u>	<u>民間バス路線数</u>								
<u>目標水準</u>										
<u>(令和12年)</u>	<u>320,000人</u>	<u>16路線</u>								

今後の想定スケジュール（案）

現在



報告第4号

野田都市計画 都市再開発の方針の変更について（報告）

都市再開発の方針について

都市再開発の方針は、市街地における再開発の目標や既成市街地の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、都市再開発に関する個々の事業について都市全体からみた効果を十分に発揮させること、民間建築活動を適正に誘導して民間投資の社会的意義を増加させること等をねらいとしている。

野田市では区画整理事業を実施中、または実施済の野田市駅西地区、愛宕駅東第一地区、梅郷駅西地区の3地区を2項再開発促進地区に指定しております。

※2項再開発促進地区とは
特に緊急に整備することが必要で、当該地区を整備することが広域的な波及効果を及ぼす地区。



都市再開発の方針について

・変更点

時点修正(各地区の整備状況等を更新)

野田市都市計画マスタープラン等と整合させるため文言を変更

新	旧
現在、<u>住民</u>を取り巻く社会や環境は、地球温暖化等の深刻化する環境問題、<u>少子高齢化の進行、自然災害の頻発・激甚化</u>、地域コミュニティの希薄化、産業構造や雇用形態の変化等、多くの課題を抱えている。このような状況の中で将来の都市像を考えていく上では、長期持続的成長可能なまちの活力の創出と、魅力あるまちづくりの実現に向け、<u>住民や企業などの多様な主体の協働によるまちづくりが重要</u>となる。	現在、<u>市民</u>を取り巻く社会や環境は、地球温暖化等の深刻化する環境問題、<u>人口減少や超高齢社会の到来</u>、地域コミュニティの希薄化、産業構造や雇用形態の変化等、多くの課題を抱えている。このような状況の中で将来の都市像を考えていく上では、長期持続的成長可能なまちの活力の創出と、魅力あるまちづくりの実現に向けて<u>住民自らの努力が重要</u>となる。
1) 土地の<u>合理的な</u>高度利用を図るべき<u>一体の市街地</u>	1) 土地の高度利用を図るべき市街地
①都心機能、中心商業・業務機能の<u>回復、向上に貢献する</u>地区	①都心機能、中心商業業務機能の整備育成を図るべき地区
野田市駅地区及び中央地区は、本区域の中心的な商業地区として商業業務機能を集積し、土地の高度利用を促進する地区として位置付ける。	野田市駅地区及び中央地区は、本区域の中心的な商業地区として商業業務機能を集積し、土地の高度利用を促進する地区として位置付ける。
②<u>地区の拠点としての回復、向上に貢献する</u>地区	②<u>拠点機能の強化 充実を図るべき</u>地区
2) <u>都市環境の向上</u>を図るべき<u>一体の地区</u>	2) <u>市街地の環境改善</u>を図るべき地区
①居住環境の改善を図るべき地区	①居住環境の改善を図るべき地区
中央地区は、狭隘道路が多く木造の建築物の密集地であることから、道路などの公共施設の整備や、建物の不燃化を促進し居住環境の改善を図る地区として位置付ける。	中央地区は、狭隘道路が多く木造の建築物の密集地であることから、道路などの公共施設の整備や、建物の不燃化を促進し居住環境の改善を図る地区として位置付ける。
3) <u>土地利用の転換や市街地の整備・改善を図る必要がある一体の市街地</u>	3)<u>根幹的都市施設対応のための整備の必要な地区</u>